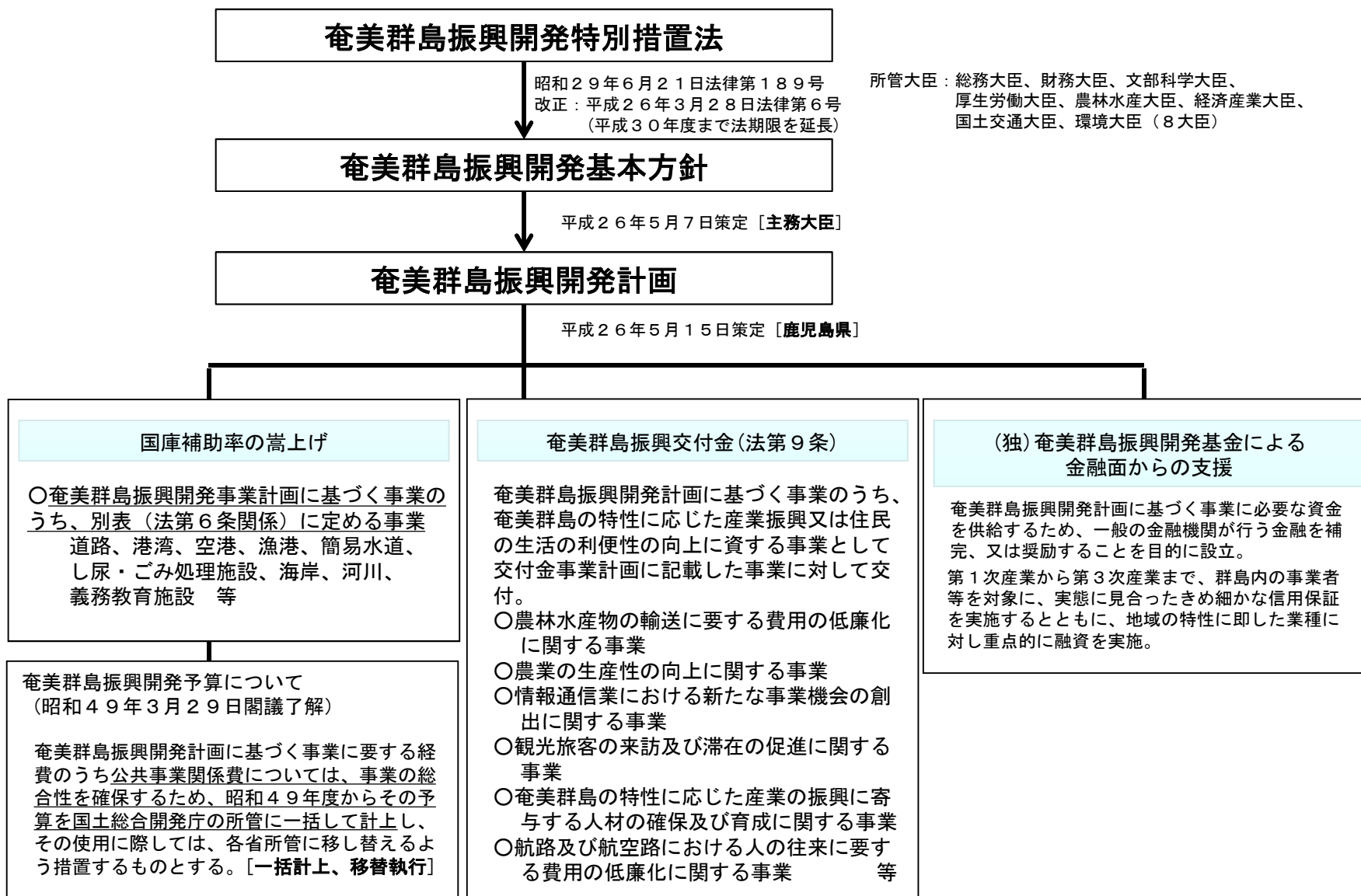


奄美群島振興開発の現況と課題

1. 奄美群島振興開発制度の概要 1
(1) 奄美群島振興開発特別措置法の概要 1
(2) 法改正の経緯10
2. 奄美群島の現状14
(1) 奄美群島の概況と基本指標14
(2) 奄美群島の産業に関する指標20
(3) 交通網や基本インフラの状況30
(4) 奄美群島の生活に関する指標34
3. この5年間に講じた施策の効果37
4. 奄美群島振興開発を取り巻く最近の動き51
5. 本日のご議論に当たっての視点57

1. 奄美群島振興開発制度の概要

(1) 奄美群島振興開発特別措置法の概要



奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。〔§1〕

◇ 総則

- 目的〔§1〕
- 基本理念〔§2〕
- 国及び地方公共団体の責務〔§3〕

◇ 基本方針

- 基本方針の策定(国)〔§4〕

◇ 振興開発計画等

- 奄美群島振興開発計画の策定(鹿児島県)〔§5〕
- 国庫補助率のかさ上げ〔§6〕
- 地方債についての配慮〔§7〕

◇ 交付金事業計画等

- 交付金事業計画の作成(鹿児島県)〔§8〕
- 交付金の交付等〔§9〕
- 計画の実績に関する評価(鹿児島県)〔§10〕

◇ 産業振興促進計画等

- 産業振興促進計画の作成(奄美群島市町村)・認定(国)〔§11〕
- 旅行業法の特例〔§18〕
- 補助金適正化法の特例〔§19〕
- 農地法等による処分についての配慮〔§20〕
- 中小企業者に対する配慮〔§21〕

◇ その他の特別措置（配慮規定等）

- 医療の確保等〔§22〕
- 交通の確保等〔§23〕
- 農林水産業その他の産業の振興〔§24〕
- 就業の促進〔§25〕
- 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実〔§26〕
- 生活環境等の整備〔§27〕
- 介護給付等対象サービス等の確保等〔§28〕
- 高齢者の居住用施設の整備〔§29〕
- 保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減〔§30〕
- 防災対策の推進〔§31〕
- 自然環境の保全及び再生〔§32〕
- 再生可能エネルギー源の利用の推進等〔§33〕
- 教育の充実等〔§34〕
- 地域文化の振興等〔§35〕
- 観光の振興及び地域間交流の促進〔§36〕
- 人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保〔§37〕
- 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置〔§38〕

◇ 独立行政法人奄美群島振興開発基金

- 目的、役員、業務の範囲等

◇ 奄美群島振興開発審議会

- 審議会の設置、権限、組織等
- 奄美群島振興開発に関して講じた施策の審議会への報告〔§41〕

◇ 雑則・附則等

- 主務大臣の規定〔§62〕
- 平成31年3月31日限りで失効〔§附則1〕

奄美群島振興開発基本方針（平成26年5月7日策定）の概要

I 序文

○ 厳しい地理的、自然的、歴史的な特殊事情による不利性を克服するため産業の振興、社会資本整備等の施策の結果、一定の成果が見られるが、いまだに人口流出・人口減少が続いている。今後は、産業振興等に直接働きかけるソフト施策により力点を置く。

○ 地元が主体的に「成長戦略ビジョン」を策定したことを評価し、政府としても積極的に支援をすることが重要。

○ 法改正で、法の目的に「定住の促進」を加え、地元の裁量に基づく施策の展開を後押しする交付金制度等を創設。

II 奄美群島の振興開発の意義及び方向

1 奄美群島の役割

奄美群島は、①豊かな自然環境、②多様で個性的な伝統文化、③長寿・子宝・癒しの島、④食料の供給、⑤我が国の領域の保全、の点で我が国及び国民にとって重要な役割を担っている。

2 振興開発の意義

上記の役割を十分に発揮するためには、人が住み続けることが重要。若年層を中心に、人口流出・人口減少が続いている厳しい環境の中で、産業振興、雇用拡大が大きな課題。このため、奄美群島の振興開発により、自律的発展、定住の促進等を図ることが重要。

3 振興開発の方向

定住の促進を図る観点から、地域の特性に応じた産業振興、雇用拡大等を推進。交付金制度等を活用。その際、沖縄との調和及び連携を考慮。

(1) 奄美群島の特性を活かした産業の発展による雇用機会の拡充
農業、観光、情報通信を重点3分野として定める。

(2) 生活の利便性の向上

豊かな自然環境、長寿・子宝・癒しの島などといった特有な魅力と価値を次世代につないでいくという理念の下で生活の安定及び福祉の向上を図るため、介護、医療、防災、教育等の定住環境を整備。

(3) 社会資本の整備及び維持管理

定住を促進するため、必要な社会資本の整備等を実施。

(4) 世界自然遺産国内候補地としての環境保全と地域資源を活かした観光の振興

世界自然遺産国内候補地として、環境保全に積極的に取り組むとともに、自然環境の保全と利用の調和に配慮しつつ地域資源を活かした観光の振興等を推進する。

III 奄美群島の振興開発を図るための基本的事項

1 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発

(1) 農林水産業の振興

高付加価値型農業の育成等

(2) 情報通信産業等の振興

(3) 地域資源を活用した商工業等の産業の振興

2 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進

3 観光の開発

4 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化等

(1) 交通施設の整備等

(2) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化航路・航空路運賃、農水産物の輸送費の軽減等

(3) 情報通信の確保

5 住宅及び生活環境の整備

6 保健衛生の向上

7 高齢者の福祉その他の福祉の増進

8 医療の確保等

9 防災及び国土保全に係る施設の整備

10 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止

11 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給

12 教育及び文化の振興

13 国内及び国外の地域との交流の促進

14 奄美群島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成

15 奄美群島の振興開発に係る(独)奄美基金、事業者、住民、NPOその他の関係者間における連携及び協力の確保

IV その他

交付金事業計画、振興開発計画に掲げる事業等には、諸施策の目的を明確にする成果目標を設定するとともに、その達成状況について定期的に評価を実施

奄美群島振興開発計画（平成26年5月 鹿児島県策定）の概要

第1 総説

- 1 計画策定の意義
今後の奄美群島の振興開発に必要な施策を実施するため、計画を策定。
- 2 計画の性格
法に基づき策定するもので、今後の振興開発の基本的方針等を示すもの。
- 3 計画の期間
平成26年度から平成30年度（5か年間）
- 4 計画の目標
基礎条件の改善、振興開発を図り、自律的發展、地域住民の生活の安定及び福祉向上、定住促進を図ることを目標とする。

第2 奄美群島の振興開発の基本的方針

次の5つの柱を基本とする。

- 1 地域主体の取組の推進
 - (1) 奄美群島成長戦略ビジョンに係る取組の促進
地元12市町村が策定した同ビジョン等に基づいて実施される、群島全体の取組や市町村の主体的な取組を促進する。
 - (2) 奄美群島振興交付金の活用
奄美群島の厳しい地理的、自然的、歴史的條件不利性の克服等のため、ソフト面を中心に、自らの責任で地域の裁量に基づく施策を展開する。
 - (3) 市町村産業振興促進計画認定制度の活用
通訳案内士法の特例、旅行業法の特例など、市町村等の主体的な取組を促進する。
- 2 定住を促進するための方策
農業、観光、情報通信産業を重点3分野と位置づけ、産業の振興を図り、定住を促進する。

3 交流拡大のための方策

地域資源を生かした観光施策を展開するとともに、地域文化の継承・創造、群島内外との交流促進を図る。また、自然環境及び伝統・文化等の地域資源を適切に保護するとともにこれらの地域資源を有効活用し、交流の拡大及び地域の振興を図る。さらに、世界自然遺産登録に向けた取組を進める。

4 奄美群島が抱える条件不利性の改善

航路・航空路線の運賃軽減や、農林水産物を出荷する際の輸送コストの軽減を図る。また、地理的特性等を踏まえ、災害に強い地域づくりを推進するとともに、交通基盤の整備等に関する施策を展開する。

5 群島の生活基盤の確保

保健医療福祉政策の展開を図るとともに、教育及び人材育成、生活環境の整備、資源・エネルギーの確保等の施策の展開を図る。

第3 振興開発の方策

奄美群島12市町村が策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」等を踏まえ、人材の育成・確保、教育に関する施策や同群島の魅力を発揮する施策、共生・協働の推進、交流・連携の強化に関する施策、市場の拡大に関する施策など全体で一体的に取り組むべき施策を示す。

また、島ごとの特性に応じた振興開発が図られるよう、農業・観光・情報通信産業などそれぞれの島ごとに取り組むべき施策とともに、医療・福祉等の生活基盤の確保・充実、世界自然遺産登録に向けた取組等を示す。

第4 独立行政法人奄美群島振興開発基金

振興開発計画の目標達成に必要な資金の確保と金融の円滑化に重要な役割を果たしている同基金について、今後の経営基盤の強化、産業振興に必要な業務の充実を促進する。

第5 計画実現の方策

- 1 群島民との協働
- 2 関係機関との連携・協力
- 3 計画の進捗状況の点検

○奄美法において、奄美の公共事業における国庫補助率の嵩上げ措置が規定されている。

公共事業における補助率の比較（主要事業）

事業名	補助率	
	奄美	内地
道路事業（社会資本整備総合交付金）		
指定区間外国道の改築	8/10	5.5/10
県道の改築	7/10	5.5/10
港湾事業（社会資本整備総合交付金）		
地方港湾		
外郭施設の改修	9/10	4/10
係留施設の改修	7.5/10	4/10
空港整備事業		
地方管理空港	8/10	5/10
河川事業（社会資本整備総合交付金）		
広域河川改修事業	6/10	5/10
砂防事業（社会資本整備総合交付金）		
通常砂防事業	2/3	5/10
海岸事業（社会資本整備総合交付金）		
高潮対策事業	2/3	5/10

○奄美群島振興開発関係公共事業予算の国土交通省への一括計上

奄美群島振興開発関係の公共事業予算については、奄美群島振興開発計画に基づく事業が円滑に遂行されるようにするため、昭和49年の閣議了解(※)に基づき、昭和49年度以降国土庁(現国土交通省)予算に一括計上されることとなった。

【一括計上の内容】

- ・従来補助金(農林水産基盤整備、港湾整備 等)
- ・農山漁村地域整備交付金
- ・社会資本整備総合交付金
- ・防災・安全交付金

(※)奄美群島振興開発予算についての閣議了解事項(昭和49年3月29日)

奄美群島振興開発計画に基づく事業に要する経費のうち公共事業関係費については、事業の総合性を確保するため、昭和49年度からその予算を国土総合開発庁の所管に一括して計上し、その使用に際しては、各省所管に移し替えるよう措置するものとする。

奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることを目的として、奄美群島振興開発特別措置法の延長・改正と併せ、平成26年度に創設。

奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援。

支援内容

◆農林水産物輸送費支援

販路・生産拡大等のための戦略産品の移出に係る輸送費への支援

◆航路・航空路運賃の低減

離島住民(県内路線)及び旅行者(群島間路線)を対象とした運賃割引への支援

◆世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーン

世界自然遺産登録に向けた観光振興のため、航路・航空路線の旅行者を対象とした観光PR・モニター事業及び航路・航空路の特別運賃割引への支援

◆農業創出緊急支援

農業創出分野での台風対策に資する平張ハウスの整備等、農業機械の導入への支援

◆上記以外

防災対策の推進、医療の確保、林業及び水産業の振興 等への支援

産業振興促進計画認定制度

奄美群島の産業振興については、地元の状況を熟知し民間事業者との連携も可能な市町村が主体的に取り組むことが重要であるため、産業振興促進計画を策定した市町村に対しては産業振興に係る法律上又は税制上の支援措置を受けられることとするもの。

制度概要

市町村は、単独で又は共同で、振興開発計画に即して、地域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画(産業振興促進計画)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

計画記載事項

○振興すべき業種 ○当該業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項 ○計画期間 等



主務大臣による認定

← 関係行政機関の長による同意

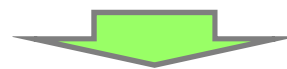
支援措置の例

○税制上の措置 (奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度(所得税・法人税))

計画の区域内で事業者が製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等のために用いる設備(機械、建物、構築物等)を取得等し、供用した場合、5年間割増償却ができる。

○旅行業法の特例 (奄美群島内限定旅行業者代理業)

旅行業務取扱管理に係る一定の研修を修了した者を置けば、宿泊業者が地域内の旅行について、旅行業者代理業(着地型ツアーや切符の販売等)を営むことができる。



奄美群島全12市町村において産業振興促進計画を策定済み。
(平成26年6月11日認定)

組織の概要

- 所在地 鹿児島県奄美市(3課、2出先事務所、1担当)
- 理事長 西村 博
(前理事、元(株)ドリスプロジェクト代表取締役)
- 職員数 17名(非国家公務員)
- 資本金 178億円(国110億円、県46億円、市町村21億円)
※平成29年3月31日現在
- 根拠法 奄美群島振興開発特別措置法(昭29年法第189号)
※平成31年3月31日までの時限法
- 主務大臣 国土交通大臣、財務大臣
- 沿革
昭和30年9月10日:奄美群島復興信用保証協会設立
昭和34年3月30日:融資業務を追加
平成元年4月1日:出資業務を追加
平成16年10月1日:独立行政法人化
平成18年3月31日:出資業務を廃止

業務の概要

奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として平成16年度に設立。奄美群島における産業の振興開発を促進し群島経済の発展に寄与するため、第1次産業から第3次産業まで、奄美群島の中小・零細事業者に対する金融面からの支援(保証・融資)を実施している。

(1) 保証業務

奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関から貸付等を受ける際に金融機関に対して負担する債務の保証を行う。

平成28年度保証承諾額	57件	5億円
年度末保証残高	327件	27億円

(2) 融資業務

奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付け、及び政令で定める事業を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行う。

平成28年度融資額	118件	15億円
年度末融資残高	873件	51億円

近年の事例

真珠養殖からの六次産業化を支援

当初大手真珠会社の撤退により事業を引き継ぐ。真珠の養殖主体で卸業を主体としていたが、遊休地に6次産業化の支援を受けて、新社屋及び販売所、加工場を新設した。今後は利益率の高い自社製品を充実していくこととしている。



本土からの誘致企業の支援

奈良県に親会社を持つ誘致企業で衣料品、化粧品、健康食品等を扱う。これまでは親会社の資本に頼る体質であったが、近年は泥染め等を使用したヨガウェアを開発し、好評を得ている。今後増産が期待される会社となっている。



Iターン者の創業支援

ダイビング案内業を営んでいるIターン者に対する宿泊施設新築のための資金を融資。リピーター客も確実に増えており、経営も順調に推移。

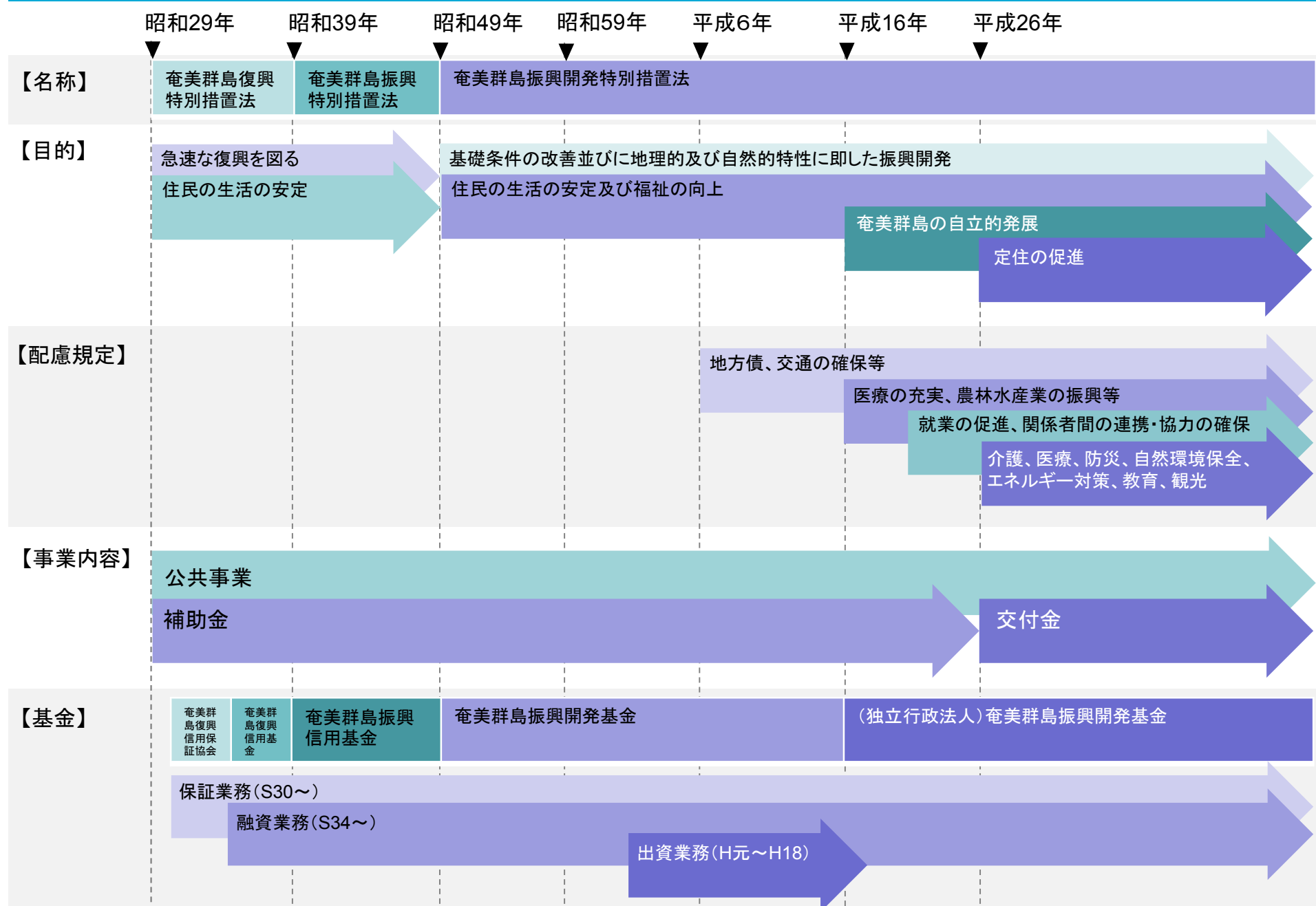


事業の立ち上げ支援

1. 奄美群島振興開発制度の概要

(2) 法改正の経緯

奄美群島振興開発特別措置法の変遷



奄美群島の特殊事情に鑑み、その振興開発を進めるため、奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日まで延長するとともに、農林水産物輸送費支援、航路・航空路運賃の軽減、観光キャンペーン等を対象事業とした交付金制度の創設等の措置を講ずる。

背景

極めて厳しい地理的・自然的特殊事情がある状況下で、奄美群島では、若年層を中心とした人口流出等による人口減少の課題が深刻化。
(本土復帰時の人口は約20万人だったが、現在は約12万人とほぼ半減。)

▶ 自立的で持続可能な発展に向けて、一層の充実した支援措置が必要

改正の概要

1. 法期限の延長

●法期限の5年間延長

奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を平成26年3月31日から平成31年3月31日まで5年間延長する。

2. 地域が自らの責任のもと主体的に施策を実行する仕組みの創設

●奄美群島振興交付金の創設

ソフト面を中心に、自らの責任で地域の裁量に基づく施策の展開を後押しする仕組みである交付金制度を創設する。

●市町村産業振興促進計画の創設

産業振興促進計画の認定を受けた市町村には、特例通訳案内士等の法制上の特例措置及び割増償却等の税制上の特例措置を認め、市町村の産業振興に係る自主的な取組を国が支援する。

3. 定住の促進に係る支援措置の充実等

●目的規定の改正等

法律の基本理念を創設、目的規定に「定住の促進を図る」旨等を追加する。

●定住環境の改善に向けた配慮規定の追加等

介護、医療、防災、自然環境保全、エネルギー対策、教育、観光に係る事項を配慮規定に追加する等、定住環境の改善に向けた規定を措置する。

4. 国等の支援体制の強化

●国及び地方公共団体の責務規定の創設

振興開発に係る国及び地方公共団体の責務規定を創設する。

●主務大臣の追加

現行の国土交通、総務、財務、農林水産の4大臣に、厚生労働、文部科学、経済産業、環境の4大臣を主務大臣に追加する。

独法改革推進法(H27)による改正内容

●独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律

国土交通省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」に基づき、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の統合並びに海技教育機構及び航海訓練所の統合を行うとともに、都市再生機構の業務の実施方法の見直しや、奄美群島振興開発基金に対する金融庁検査の導入等の措置を講ずる。

背景

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)

- 海上技術安全研究所・港湾空港技術研究所・電子航法研究所
- 海技教育機構・航海訓練所

➢ 平成28年4月に統合(平成26年8月政府行政改革推進本部決定)。

- 都市再生機構

- 居住者の居住の安定に配慮した上で、収益性が低い団地の統廃合等の加速
- 都市再生事業について開発型SPC(特別目的会社)の活用

- 奄美群島振興開発基金

- 金融業務の高い公共性に鑑みた役職員の守秘義務の新設、金融庁検査の導入

改正の概要

独立行政法人の統合

- 海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所を統合

- ・海上技術安全研究所
- ・港湾空港技術研究所
- ・電子航法研究所

統合

海上・港湾・航空技術研究所
海上、港湾及び航空に関する技術の研究開発等を一体的に実施。



- 海技教育機構及び航海訓練所を統合

- ・海技教育機構
- ・航海訓練所

統合

海技教育機構
学科と乗船実習の一貫教育、施設・教員等の相互活用によるさらなる効率的、効果的な海技教育を実施。



都市再生機構の業務の範囲等の見直し

- 団地の統廃合等のために現団地の近接地への建替えを可能化
- 民間事業者との共同事業を実施しやすくするために開発型SPCの活用を可能とする投資規定を追加

奄美群島振興開発基金のガバナンス強化

- 役職員の秘密保持義務及び罰則の新設
- 金融庁検査の導入

2. 奄美群島の現状

(1) 奄美群島の概況と基本指標

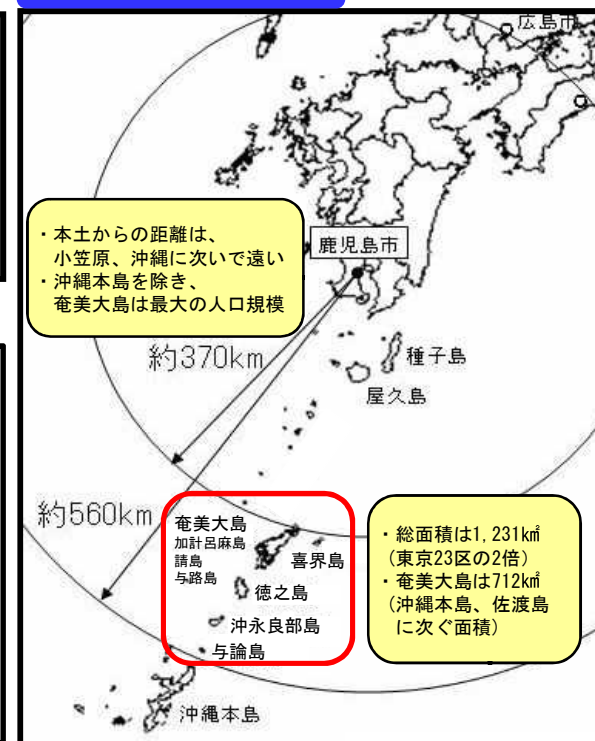
沿革

- 昭和28年 戦後、米軍統治下にあったが、日本に返還され、鹿児島県の行政管理下に編入される
- 昭和29年 奄美群島復興特別措置法制定(その後約5年ごと延長)
- 平成26年 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正(法期限を平成30年度末まで5か年延長)
延長法に基づき、奄美群島振興開発基本方針及び奄美群島振興開発計画(鹿児島県)を策定

概況

- ・人口：110,147人(平成27年10月1日国勢調査)
[参考]昭和30年国勢調査 205,363人
- ・行政組織：12市町村(奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町)
- ・産業：<農業>
さとうきび、花き(菊、ユリ、ソリダゴ、グラジオラス)、野菜(ばれいしょ、さといも)、肉用牛、果樹(タンカン、ポンカン、すもも)
<水産業> クルマエビ、マグロ、カツオ、イカ
<製造業> 黒糖焼酎、大島紬(現在は最盛期の1割未満の売上)
<観光産業> 年間約75万人の入込み観光客数
- ・備考：台風の常襲地帯、特殊病虫害の発生、ハブの生息

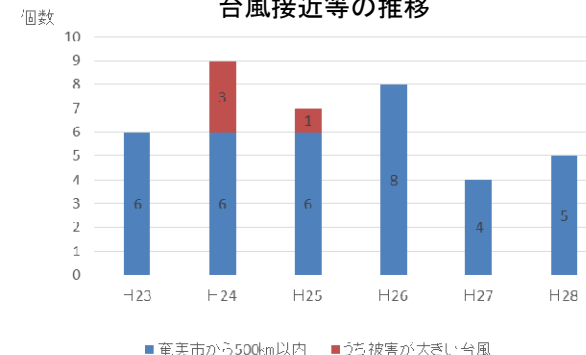
位置



主要指標の比較

項	目	年次	奄美	鹿児島県	沖縄県	全国
人口増減率(H27/S30)	(%)	H27	△ 46.4	△ 19.4	79.0	41.1
65歳以上人口構成比	(%)	H27	31.3	29.4	19.6	26.6
1人当たり所得	(千円)	H25	2,074	2,399	2,100	2,845
// 対全国格差	(%)		72.9	84.3	73.9	100.0
生活保護率	(%)	H28	4.92	1.94	2.54	1.69
市町村財政力指数		H26	0.15	0.27	0.34	0.49

台風接近等の推移

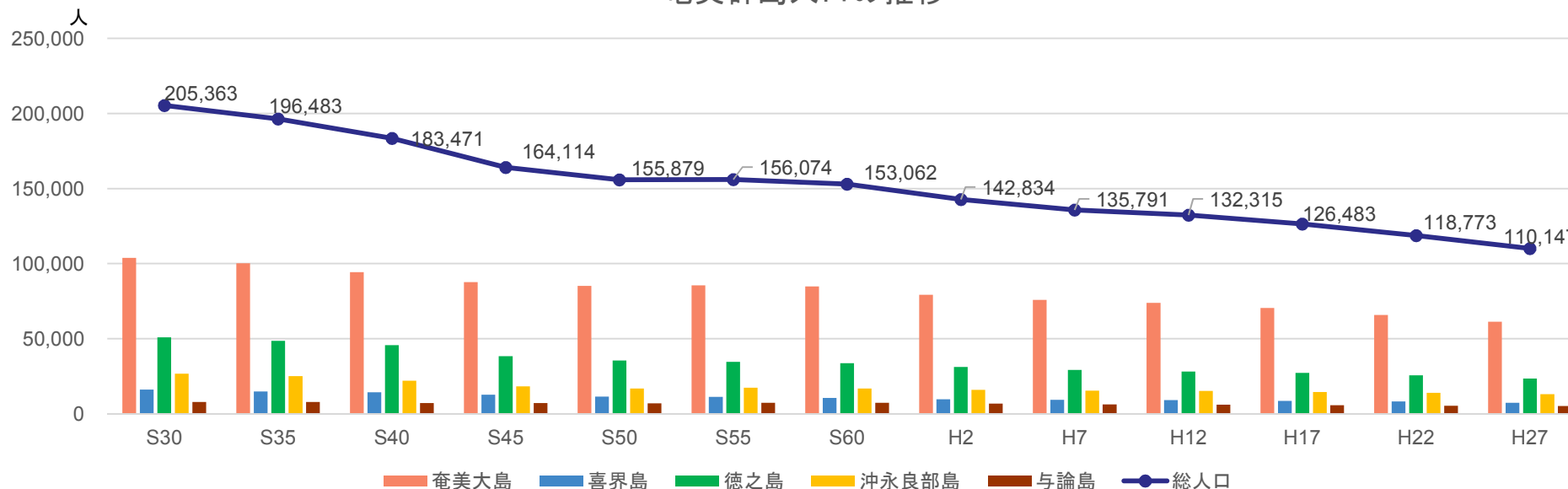


出典：鹿児島県資料

奄美群島に関する基本指標(人口の推移)

・奄美群島全体の人口は、平成27年国勢調査で110,147人。昭和30年国勢調査時と比べてほぼ半減となっている。人口減少に歯止めをかけることが喫緊の課題である。

奄美群島人口の推移



(単位:人)

	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
奄美大島	103,907	100,247	94,348	87,674	85,171	85,600	84,799	79,302	75,832	73,896	70,462	65,770	61,256
喜界島	16,037	14,738	14,231	12,725	11,464	11,169	10,591	9,641	9,268	9,041	8,572	8,169	7,212
徳之島	50,932	48,644	45,662	38,409	35,391	34,646	33,632	31,231	29,156	28,108	27,167	25,587	23,497
沖永良部島	26,636	25,062	22,049	18,210	16,882	17,339	16,818	15,956	15,325	15,171	14,551	13,920	12,996
与論島	7,851	7,792	7,181	7,096	6,971	7,320	7,222	6,704	6,210	6,099	5,731	5,327	5,186
総人口	205,363	196,483	183,471	164,114	155,879	156,074	153,062	142,834	135,791	132,315	126,483	118,773	110,147

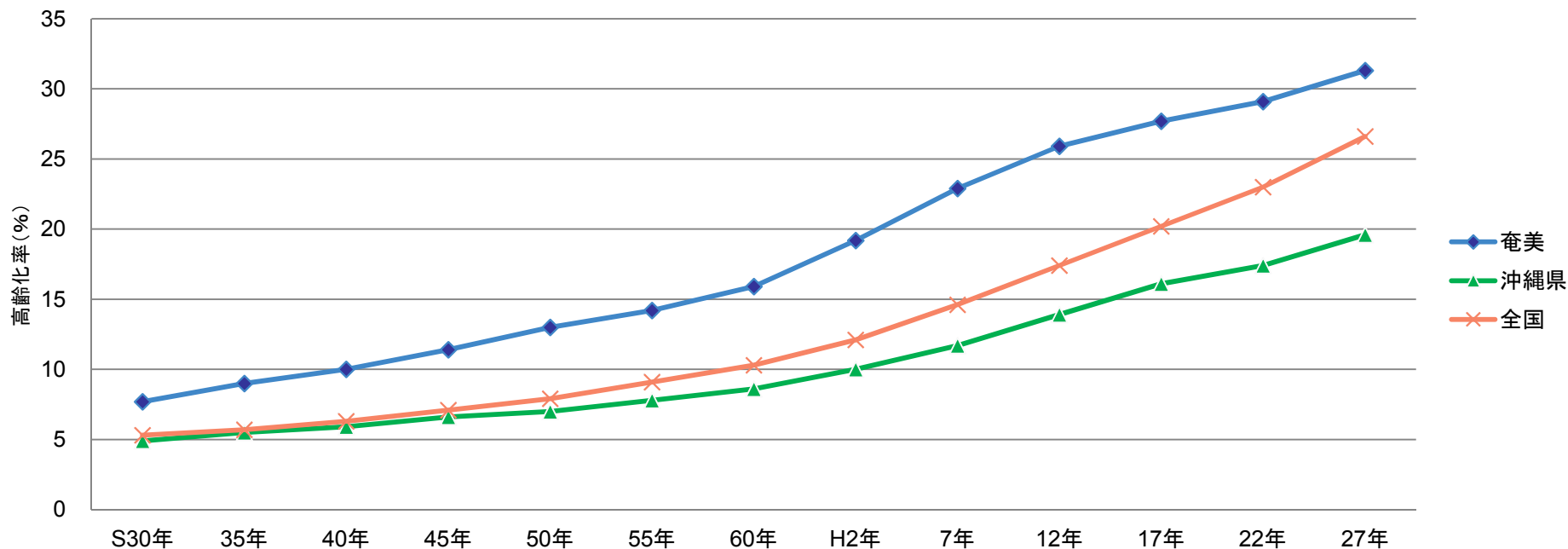
※ 奄美大島には、請島、与路島、加計呂麻島を含む。

出典:国勢調査

奄美群島に関する基本指標(高齢化率)

・高齢化は全国的な傾向であるが、平成27年の高齢化率(65歳以上人口の割合)は、全国26.6%に比べ、奄美31.3%と高い状況にある。

高齢化率の推移



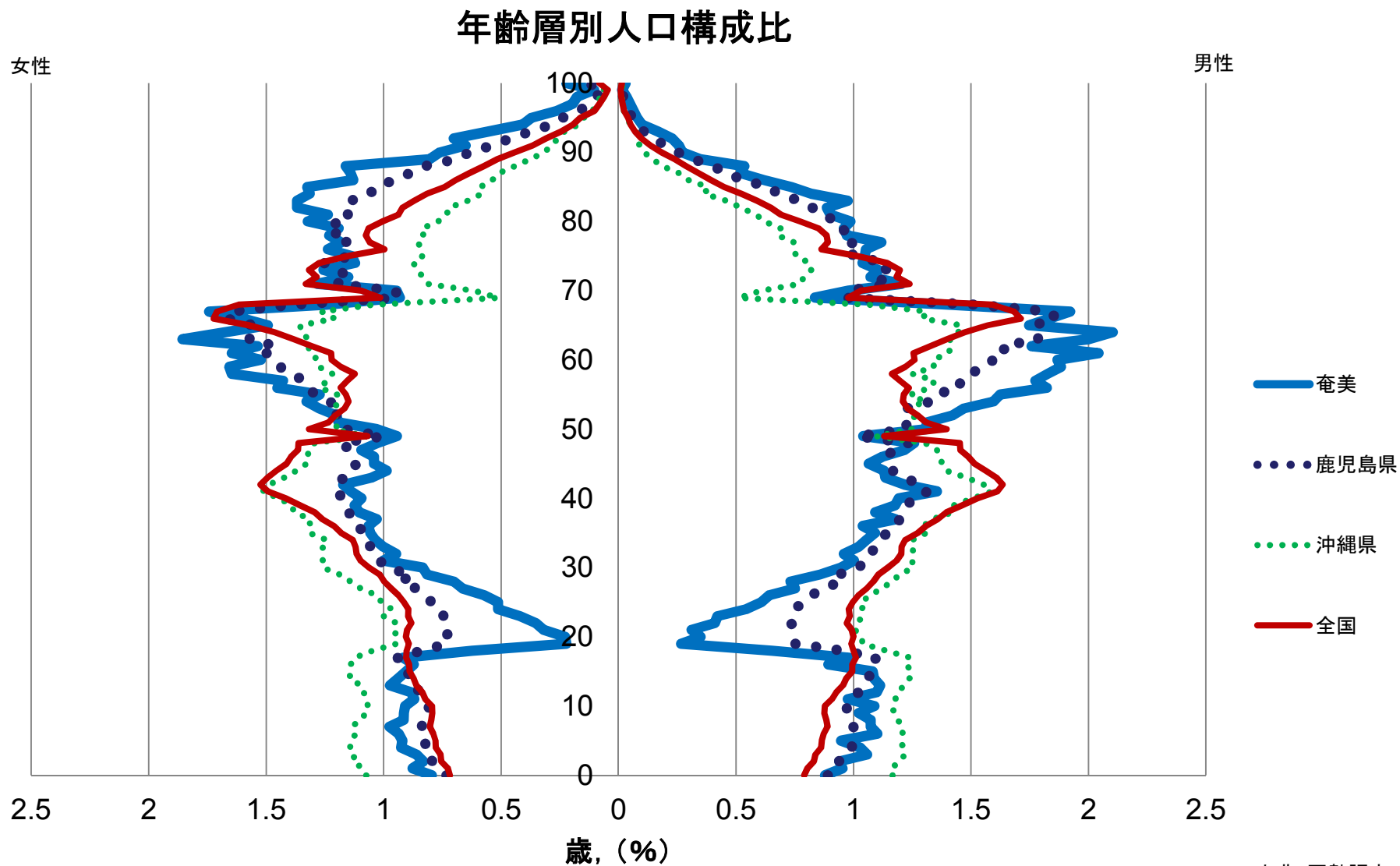
(単位: %)

	S30年	35年	40年	45年	50年	55年	60年	H2年	7年	12年	17年	22年	27年
奄美	7.7	9.0	10.0	11.4	13.0	14.2	15.9	19.2	22.9	25.9	27.7	29.1	31.3
沖縄県	4.9	5.5	5.9	6.6	7.0	7.8	8.6	10.0	11.7	13.9	16.1	17.4	19.6
全国	5.3	5.7	6.3	7.1	7.9	9.1	10.3	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6

出典: 国勢調査

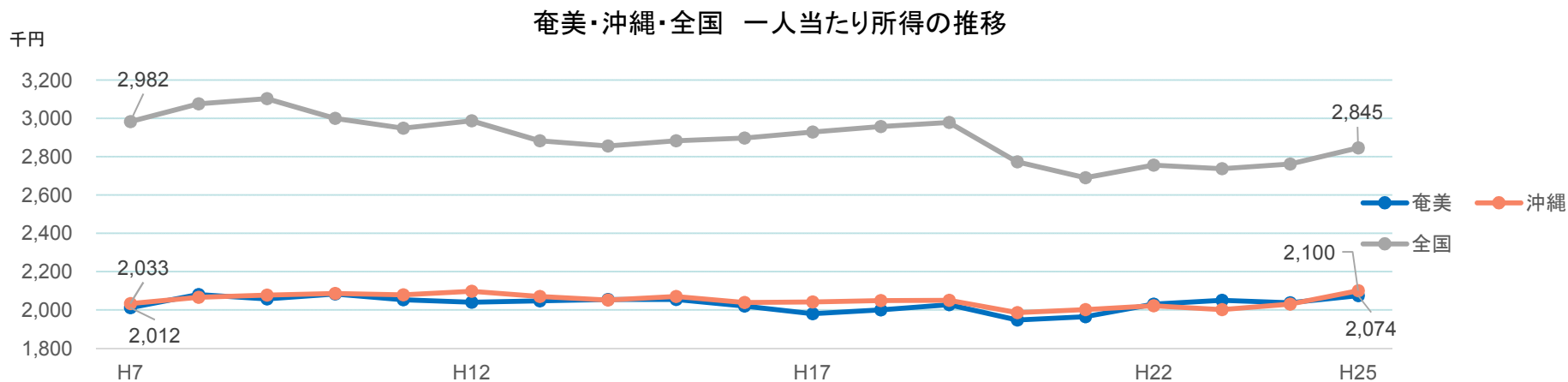
奄美群島に関する基本指標(年齢層別人口構成比)

・奄美群島では、高等学校卒業後の群島外流出が極めて大きくなっている。



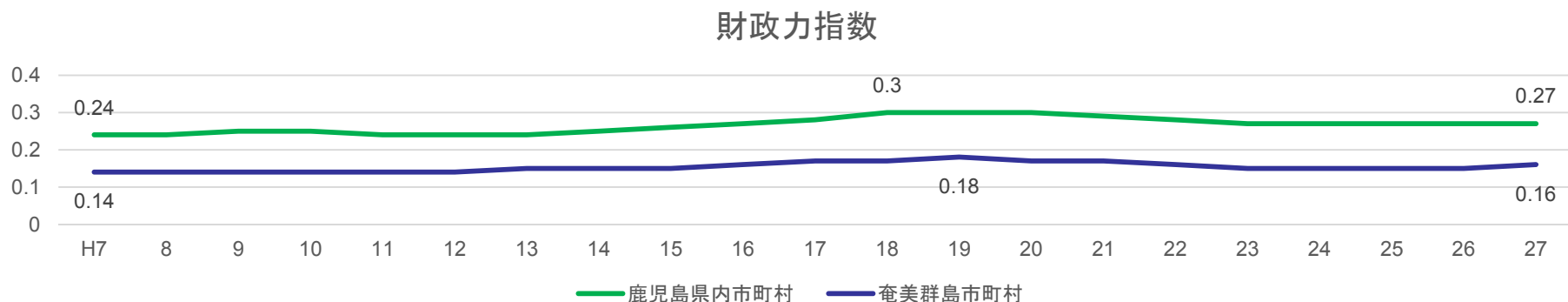
出典: 国勢調査

・奄美の一人当たり所得は、沖縄県と同じような水準ではあるが、全国に比べると低い状況である。



出典：鹿児島県資料、沖縄県資料

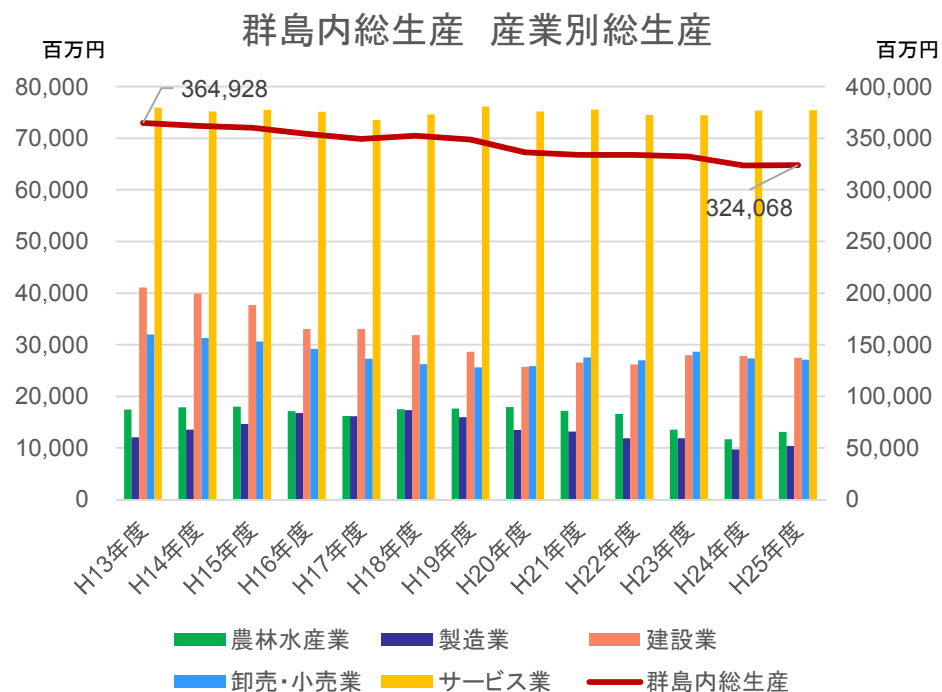
・奄美群島市町村の財政力指数は、鹿児島県内市町村の水準に比べ低い状況である。



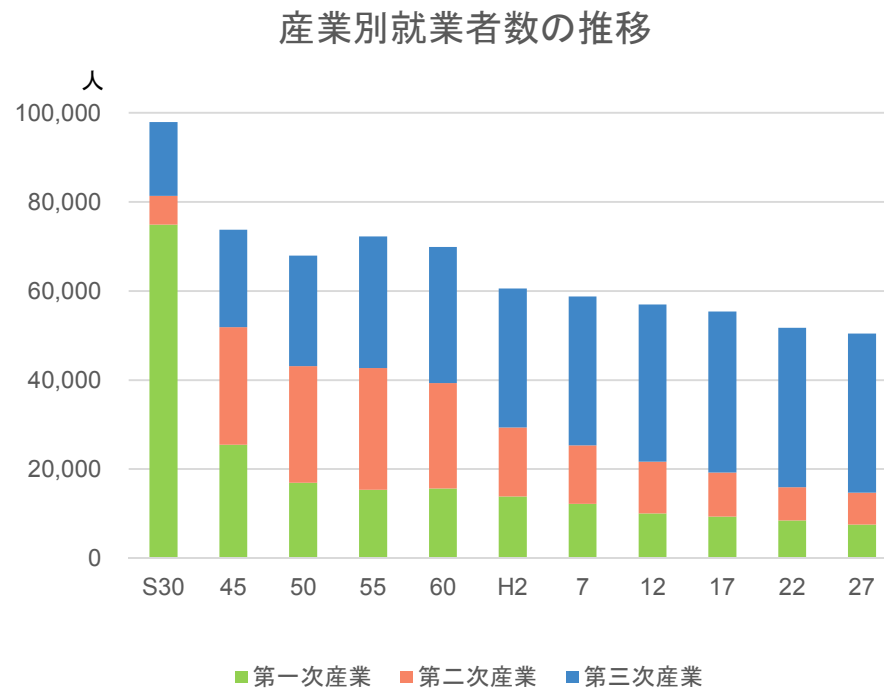
出典：鹿児島県資料

2. 奄美群島の現状

(2) 奄美群島の産業に関する指標



出典:鹿児島県資料



出典:国勢調査

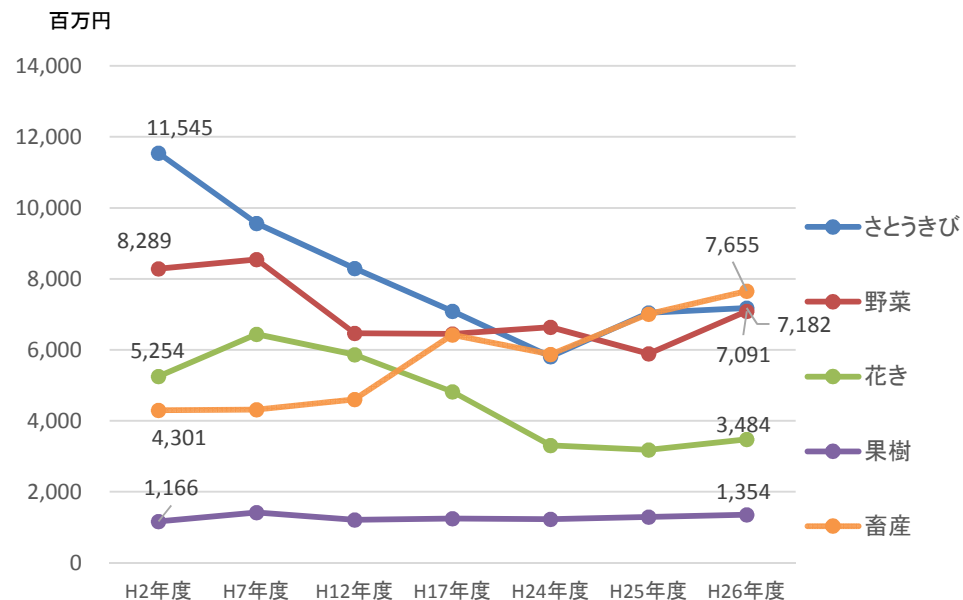
現状

・群島内の総生産額は、減少傾向にある。就業者数は、産業構造の変化により、第一次産業と第二次産業の就業者数は減少傾向、第三次産業の就業者数は増加傾向にある。

課題

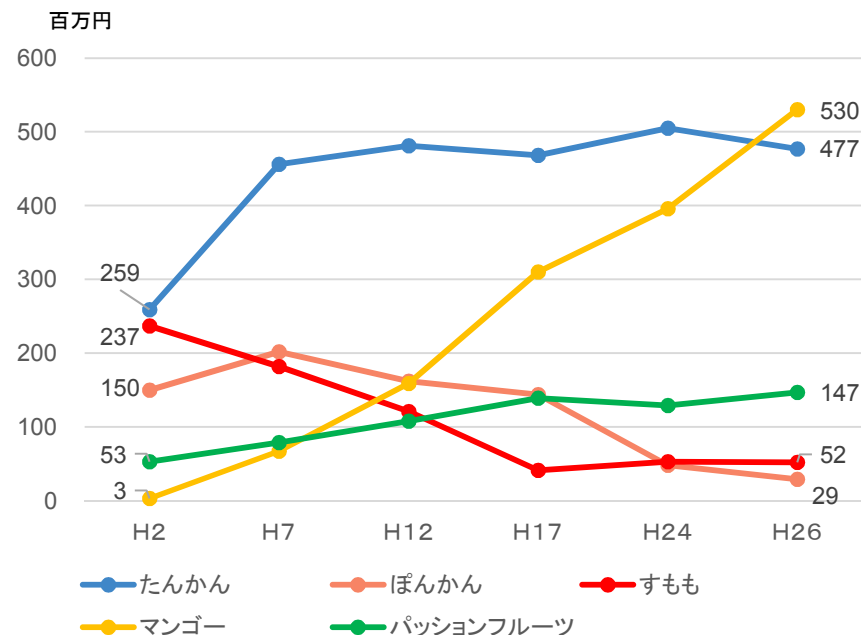
・奄美の世界遺産登録を受け、今後の伸びが期待できる観光業などのサービス業の振興

主要作物の農業産出額の推移



出典:鹿児島県資料

果樹の種類別農業産出額の推移



出典:鹿児島県資料

現状

- ・主要作物であるサトウキビは、減少傾向であったが、近年は持ち直している。
- ・農業産出額は、全体的に減少傾向であるが、畜産は増加傾向にある。
- ・畜産の産出額増加は、子牛のせり価格の上昇などが起因していると思われる。

課題

- ・亜熱帯気候を生かした園芸農業の振興、高収益作物への転換など

【参考】奄美群島各島の特産品(農産物)等

徳之島

- 人口：23,497人
- 面積：248km²
- 耕地面積：6,880ha
- 特産品：さとうきび
野菜(ばれいしょ)



ばれいしょ

奄美大島

(加計呂麻島・請島・与路島含む)

- 人口：61,256人
- 面積：812km²
- 耕地面積：2,172ha
- 特産品：果樹(たんかん)



たんかん

喜界島

- 人口：7,212人
- 面積：57km²
- 耕地面積：2,250ha
- 特産品：さとうきび
ごま



さとうきび



ごま

与論島

- 人口：5,186人
- 面積：21km²
- 耕地面積：1,110ha
- 特産品：さとうきび
野菜(さといも)



さといも

沖永良部島

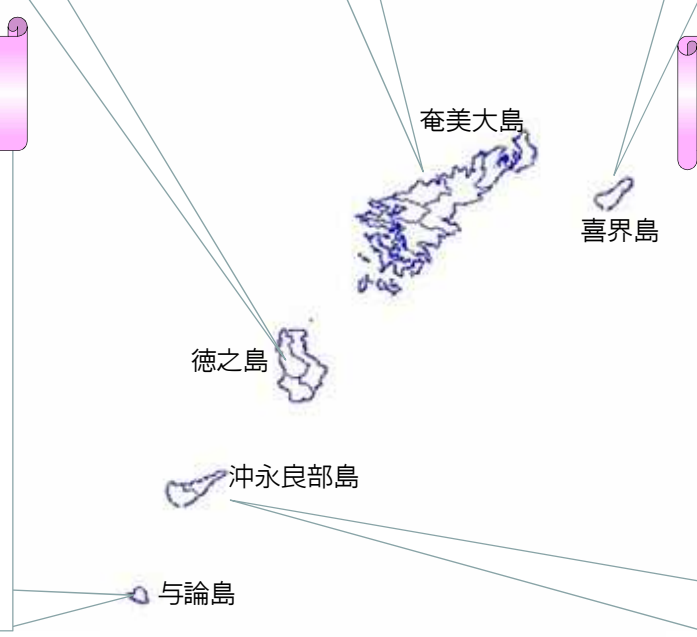
- 人口：12,996人
- 面積：94km²
- 耕地面積：4,470ha
- 特産品：花き(テッポウユリ)
野菜(ばれいしょ)



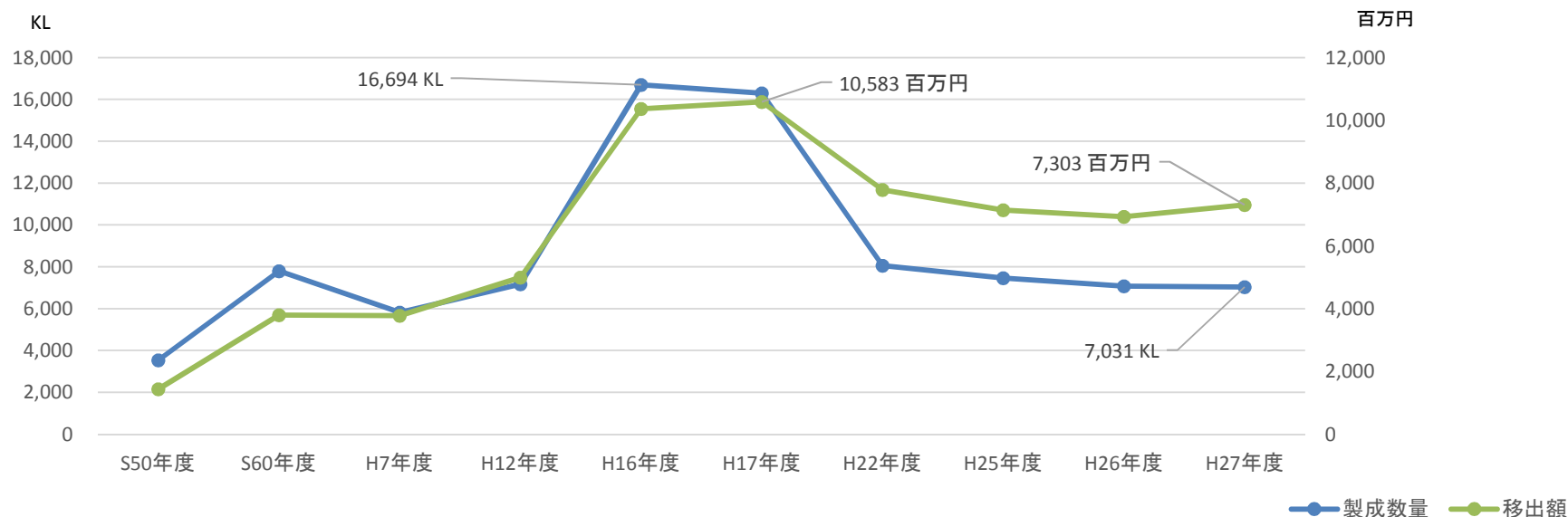
テッポウユリ



ばれいしょ



奄美黒糖焼酎の製成数量、移出額の酒造年度別推移



出典: 鹿児島県資料

現状

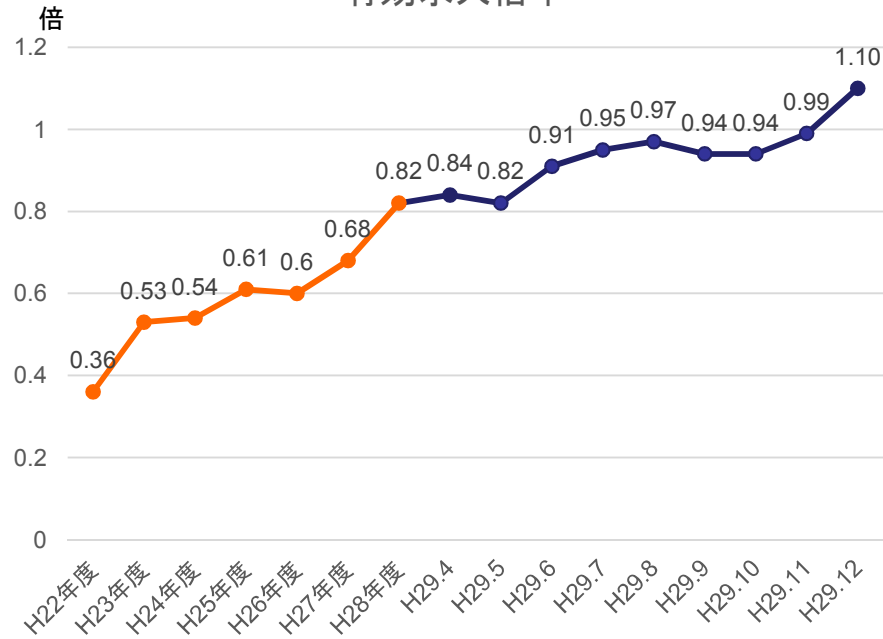
・黒糖焼酎の製成数量・移出額は、平成14～18年頃の焼酎ブームの後には、安定した推移となっている。

課題

- ・島外に向けた黒糖焼酎の安定的な販路の開拓
- ・世界自然遺産登録効果による交流人口増加を見据えた販路拡大

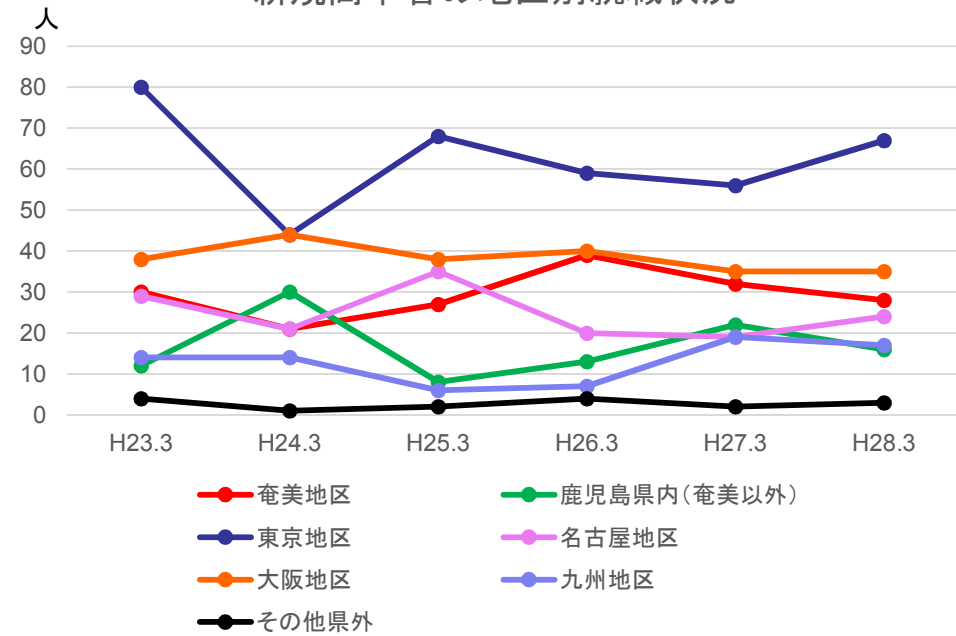
奄美群島の産業に関する指標(雇用に関する状況)

有効求人倍率



(出典:労働市場月報かごしま)

新規高卒者の地区別就職状況



(出典:名瀬公共職業安定所資料)

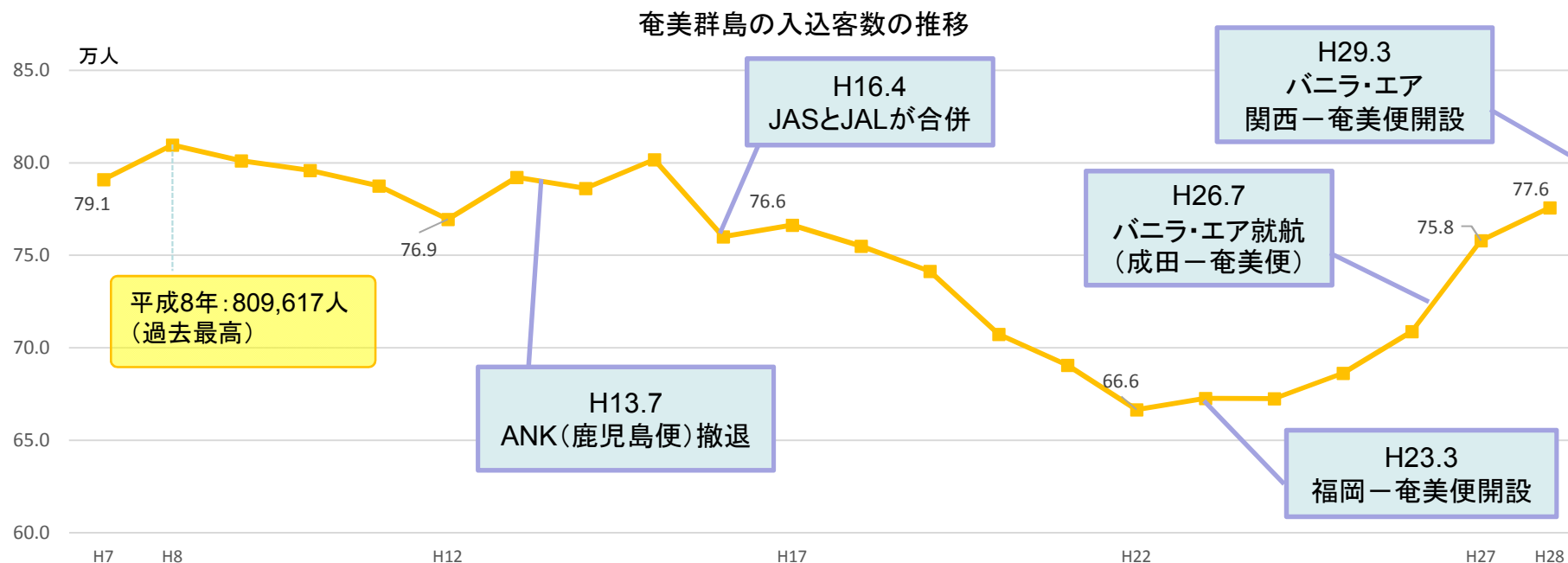
現状

- ・有効求人倍率は上昇傾向にある。
- ・新規高卒者については、奄美地区で就職するよりも、東京地区、大阪地区で就職する人数の方が多くなっている。

課題

- ・奄美群島内における魅力的な雇用の場の創出

奄美群島の産業に関する指標(入込客数の推移)



出典: 鹿児島県資料

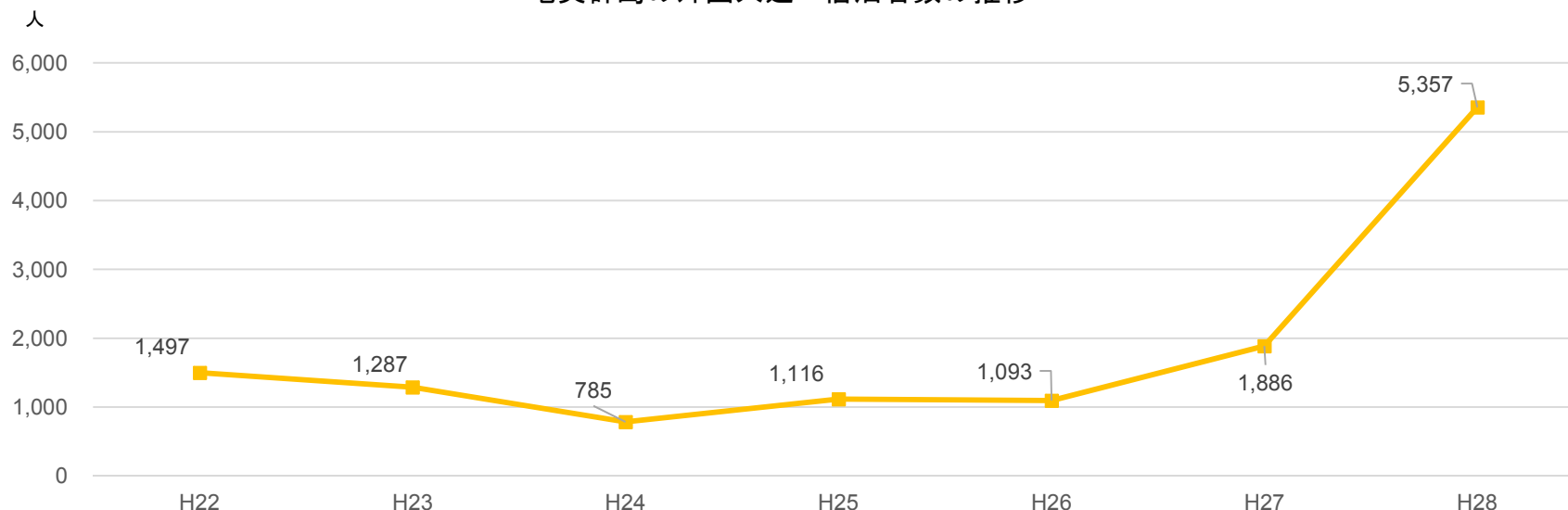
現 状

- ・奄美群島の入域客数は減少傾向にあったが、近年はLCCの就航効果もあり、外国人延べ宿泊者数も含め、増加傾向にある。

課 題

- ・世界自然遺産登録を一過性のものにしない観光振興
- ・世界自然遺産地域以外への効果の波及
- ・観光関連産業における人材不足

奄美群島の外国人延べ宿泊者数の推移



出典: 鹿児島県資料

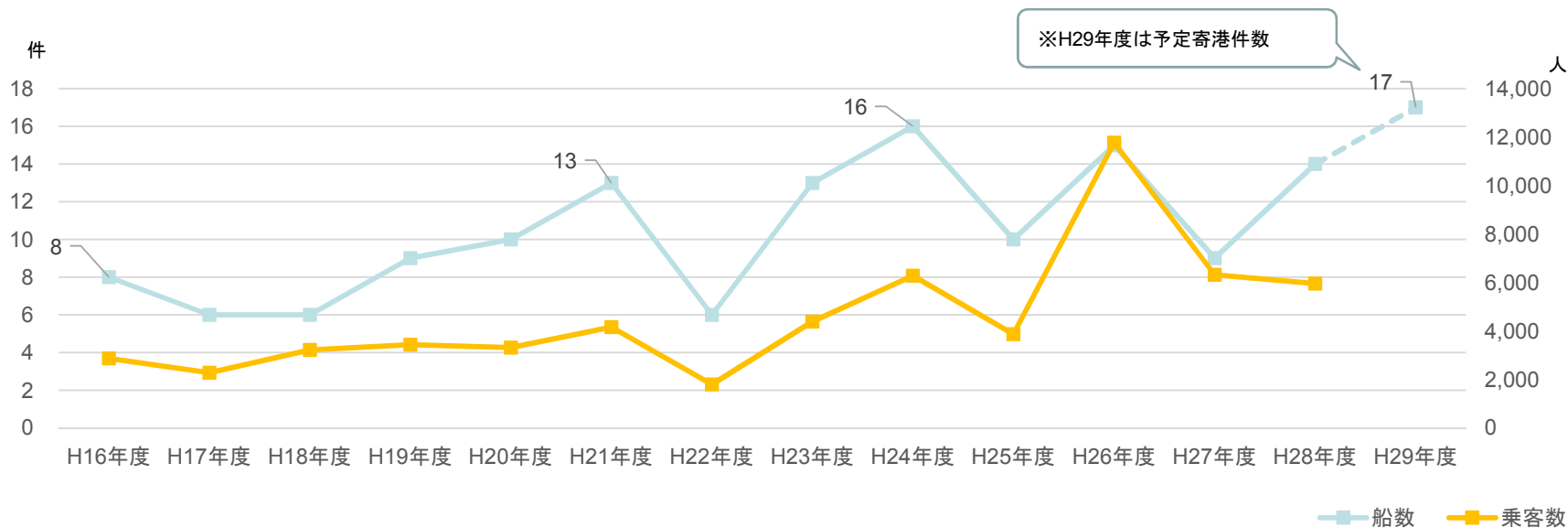
現状

- ・外国人延べ宿泊者数は増加傾向にある。

課題

- ・公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備
- ・通訳案内士の育成
- ・各種案内、店舗等の多言語表記

クルーズ船の寄港状況



出典: 鹿児島県資料

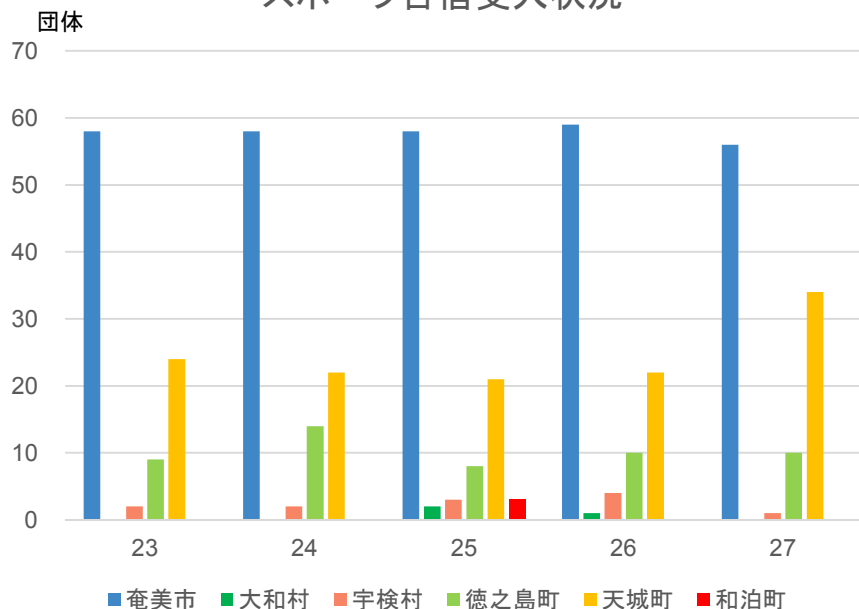
現状

- ・変動はあるが、クルーズ船の寄港回数は増加傾向

課題

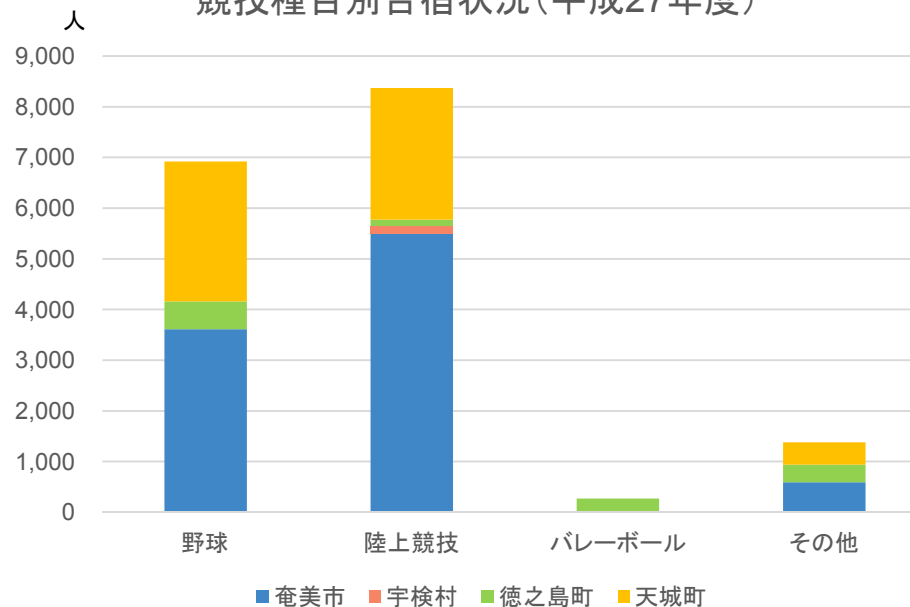
- ・クルーズ客を港から島内観光地へと運ぶバス・タクシーの不足
- ・公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備
- ・通訳案内士の育成
- ・各種案内、店舗等の多言語表記

スポーツ合宿受入状況



出典: 鹿児島県資料

競技種目別合宿状況(平成27年度)



出典: 鹿児島県資料

現 状

・奄美群島では冬でも温暖な気候や、交通量が少なく程よいアップダウンのある道路を生かした陸上競技等のスポーツ合宿の受入れが行われている。特に奄美市、天城町などで受入れが盛んである。

課 題

・東京オリンピックや鹿児島国体を見据えた、スポーツイベントと観光を組み合わせた産業振興

2. 奄美群島の現状

(3) 交通網や基本インフラの状況

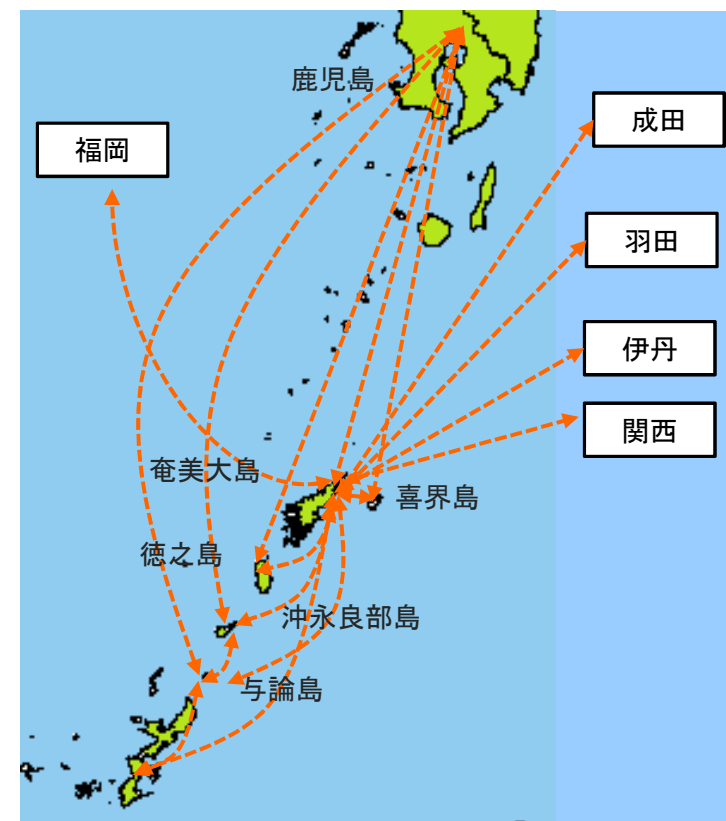
奄美群島の交通ネットワーク(航空路)

・現在、奄美群島と群島外の地域を結ぶ空路については、鹿児島、東京、大阪、福岡、沖縄の5地域との間に直行便が就航している。

(航空路線・便数の変遷)

路線	1日発着便数			
	H29.10.1時点	H22.12.1時点	H10.1.1時点	
奄美大島 ~	鹿児島	14 便	16 便	12 便
	福岡	2 便	2 便	-
	東京(羽田)	2 便	2 便	2 便
	東京(成田)	2 便	-	-
	大阪(伊丹)	2 便	2 便	-
	大阪(関西)	2 便	-	4 便
	喜界島	6 便	6 便	6 便
	徳之島	4 便	4 便	4 便
	沖永良部	1 便※	2 便	2 便
	与論	1 便※	-	2 便
	沖縄	2 便	2 便	2 便
喜界島 ~	鹿児島	4 便	4 便	4 便
徳之島 ~	鹿児島	8 便	8 便	4 便
	大阪(伊丹)	-	-	2 便
沖永良部 ~	鹿児島	6 便	6 便	6 便
	与論	1 便※	2 便	-
与論 ~	鹿児島	2 便	2 便	2 便
与論 ~	沖縄	2 便	2 便	2 便

※曜日による変更がある。

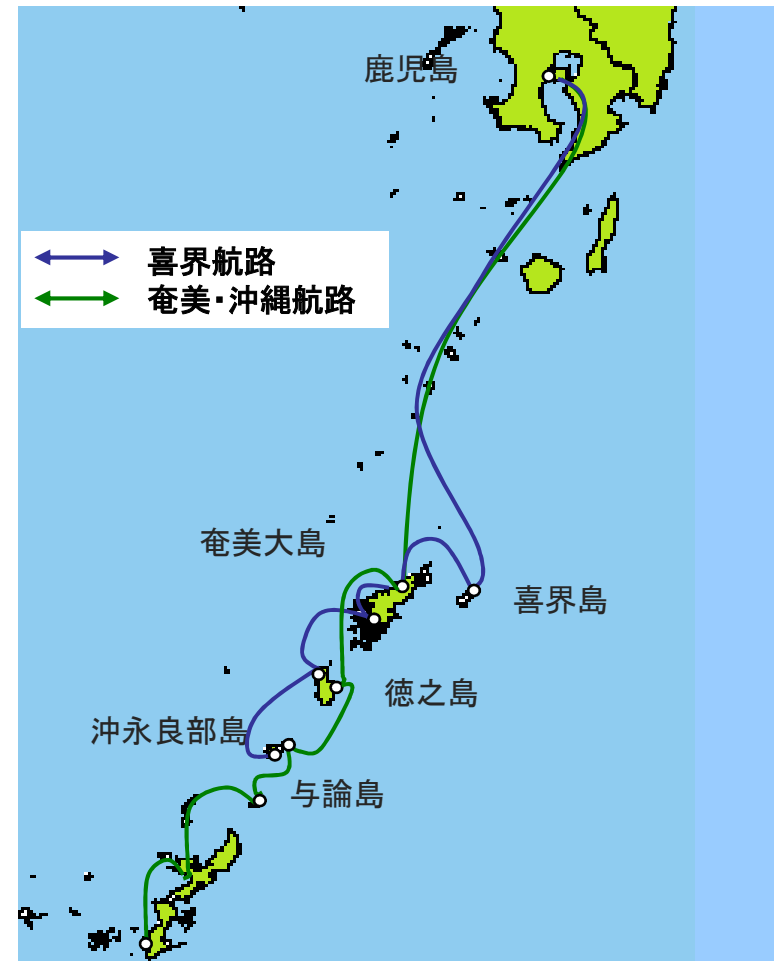
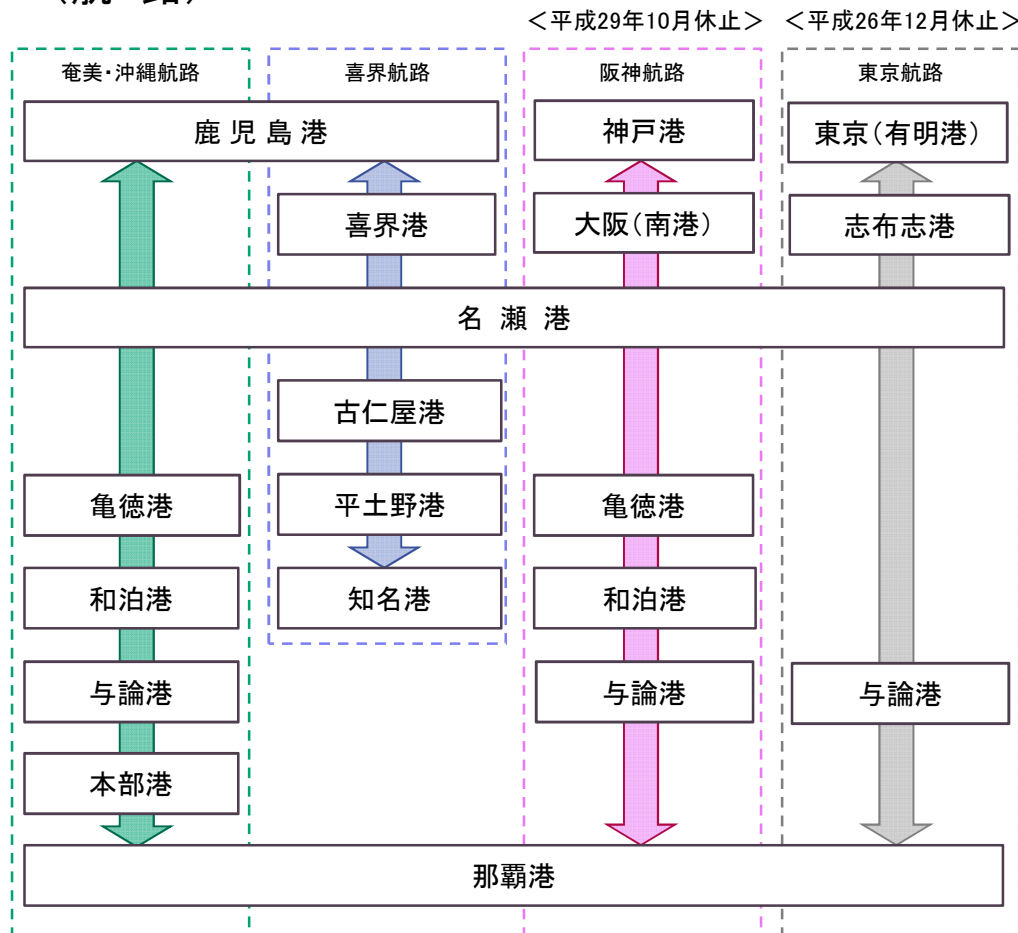


奄美群島の交通ネットワーク(航路)

奄美群島に関わる航路については、鹿児島と奄美群島を結ぶ路線が基本となる。

- ・鹿児島港を起点とし、那覇港を終点とする航路については、上り下りとも毎日一隻ずつ運航。
- ・鹿児島港を起点とし、喜界港を経由、知名港を終点とする航路については、週5便運航。
- ・神戸港を起点とし、那覇港を終点とする航路については、2週3便運航されてきたが、平成29年10月に休止された。

(航路)



主要インフラの整備率

主要インフラの整備率は、各種公共事業の実施により向上してきているが、水洗化人口率や汚水処理人口普及率など全国に比べて整備が遅れている分野もある。

主要インフラの整備率の推移

(単位: %)

	水道普及率				水洗化人口率				汚水処理人口普及率			
	H15 年度末	H20 年度末	H25 年度末	H27 年度末	H15 年度	H20 年度	H25 年度	H27 年度	H16 年度末	H20 年度末	H25 年度末	H27 年度末
奄美群島	98.5	98.6	98.8	98.9	63.7	72.1	82.4	82.7	57.3	64.3	71.4	73.5
全国	96.9	97.5	97.7	97.9	87.1	90.7	93.5	94.3	79.4	84.8	88.9	89.9

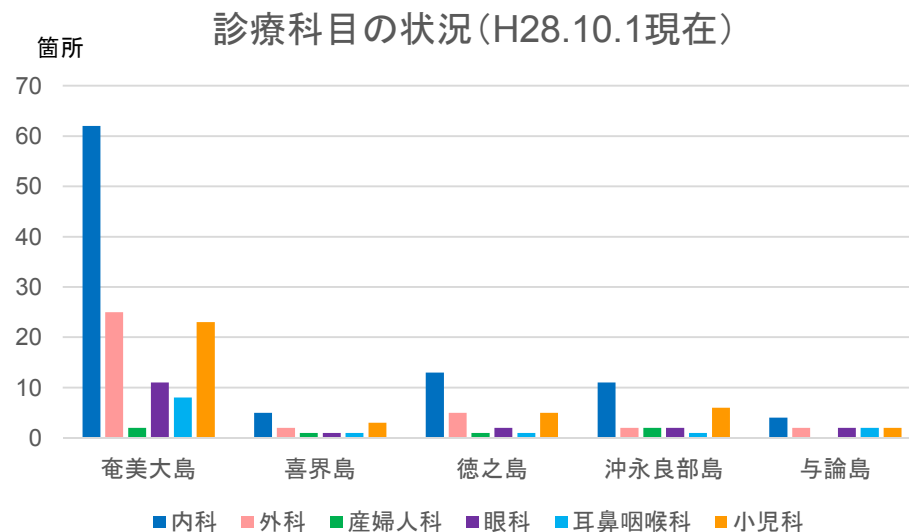
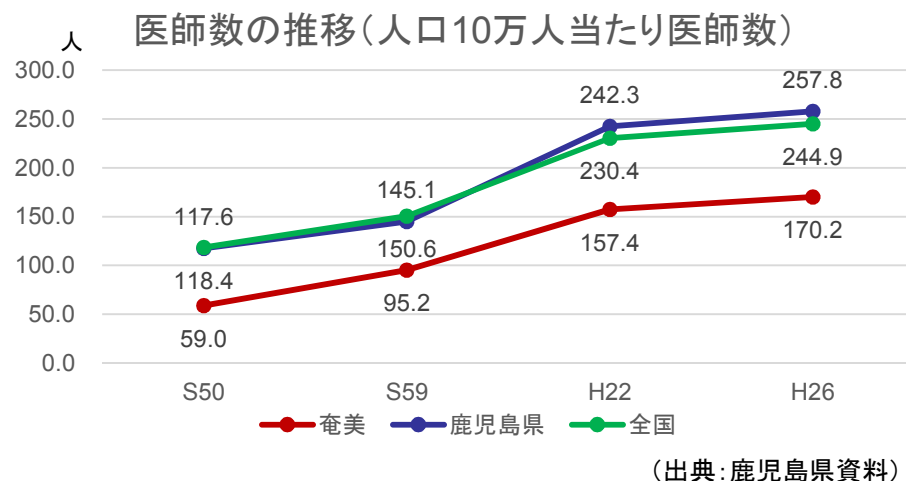
	国・県道改良率(幅員5.5m以上)				市町村道改良率(幅員5.5m以上)			
	H16.4	H21.4	H26.4	H28.4 (全国は H27年度)	H16.4	H21.4	H26.4	H28.4 (全国は H27年度)
奄美群島	73.6	79.2	81.5	81.7	14.8	16.2	16.9	17.5
全国	73.0	75.0	76.5	76.7	16.5	17.5	18.2	18.3

出典: 鹿児島県資料

2. 奄美群島の現状

(4) 奄美群島の生活に関する指標

医療の状況



【参考】島別医師・歯科医師・薬剤師数(H26.12.31現在)

(単位:人)

	医師	歯科医師	薬剤師
奄美大島	144	41	115
喜界島	5	3	2
徳之島	25	8	14
沖永良部島	13	6	7
与論島	5	1	3

(出典:鹿児島県資料)

(単位:箇所)

	内科	外科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	小児科
奄美大島	62	25	2	11	8	23
喜界島	5	2	1	1	1	3
徳之島	13	5	1	2	1	5
沖永良部島	11	2	2	2	1	6
与論島	4	2	0	2	2	2

(出典:鹿児島県資料)

現状

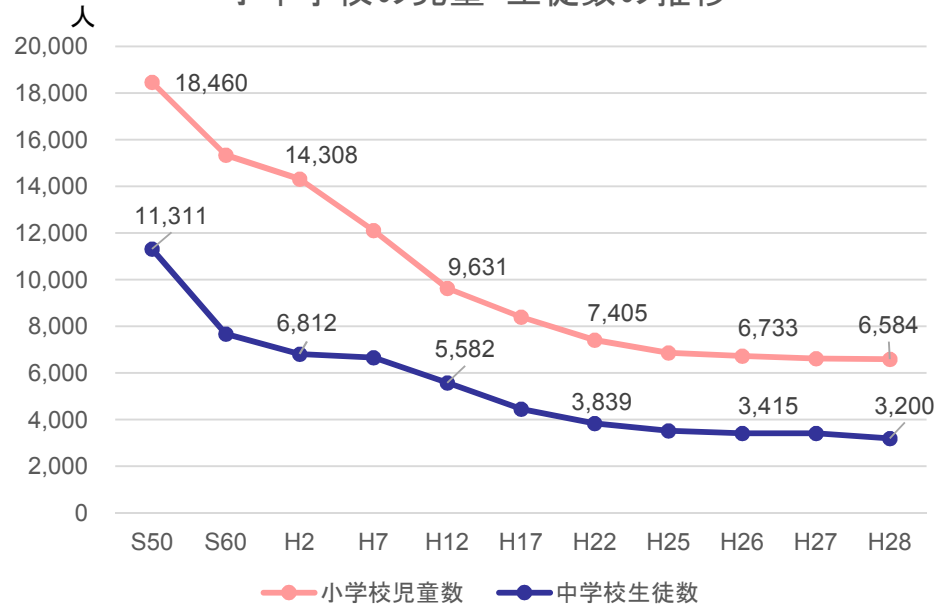
- ・人口10万人当たり医師数は、県や全国の水準を大幅に下回っている。

課題

- ・医師の確保や診療科目(特に産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科など)の充実

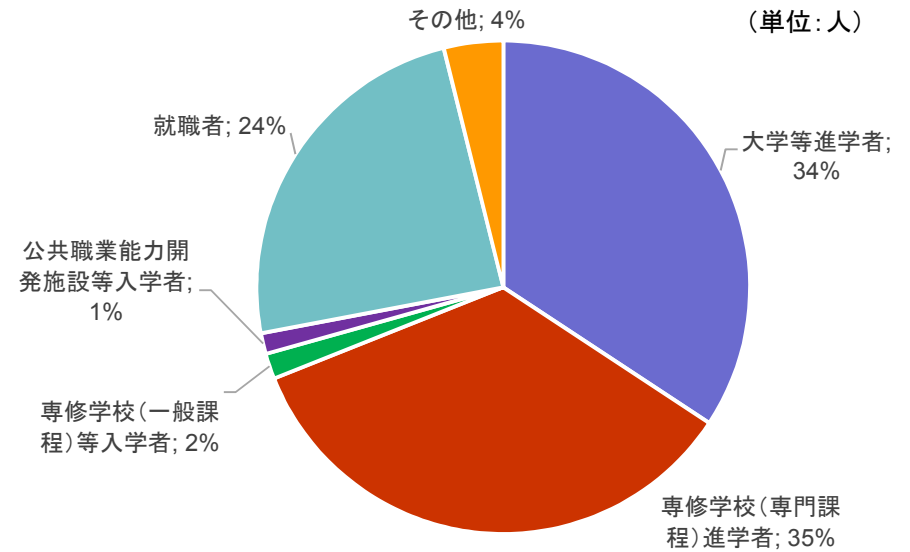
教育の状況

小中学校の児童・生徒数の推移



(出典: 地区教育行政要覧)

高等学校卒業者の進路状況(H28.3)



(出典: 地区教育行政要覧)

現状

- ・昭和50年に比べ、児童・生徒数は大きく減少している。
- ・高等学校は、奄美大島4校(うち1校は定時制あり)、喜界島1校、徳之島2校、沖永良部島1校、与論島1校の計9校で、大学等進学率は約34%(H28.3)。

課題

- ・児童・生徒数の減少
- ・学校の小規模化(少人数学級・複式学級の増加)

3. この5年間に講じた施策の効果

計画期間中の主要指標の変化

	前々計画(H16~H20)期間		前計画(H21~H25)期間		現行計画(H26~H30)期間	
	年次	数値	年次	数値	年次	数値
人口	H17	126,483人	H22	118,773人 (▲7,710)	H27	110,147人 (▲8,626)
高齢化率	H17	27.7%	H22	29.1% (+1.4)	H27	31.3% (+2.2)
財政力指数	H20	0.17	H25	0.15 (▲0.02)	H27	0.16 (+0.01)
一人当たり所得	H16	2,020千円	H21	1,965千円 (▲55)	H26	2,090千円 (+125)
生活保護率	H20	4.49%	H25	5.09% (+0.6)	H28	4.92% (▲0.17)
有効求人倍率	H20	0.33倍	H25	0.61倍 (+0.28)	H28	0.82倍 (+0.21)
農業産出額	H17	26,674百万円	H22	29,771百万円 (+3,097)	H27	31,730百万円 (+1,959)
入込客数	H20	707,288人	H25	686,270人 (▲21,018)	H28	775,730人 (+89,460)
外国人宿泊客数	H20	1,805人	H25	1,116人 (▲689)	H28	5,357人 (+4,241)
情報関連企業従事者数			H23	53人	H26	79人 (+26)
人口10万人当たり医師数	H20	165.9人	H22	157.4人 (▲8.5)	H26	170.2人 (+12.8)

(出典:国勢調査、鹿児島県資料)

奄美群島における交通手段の条件不利性解消

・鹿児島・奄美群島間等における群島住民等の航路・航空路運賃を
通年で軽減することで条件不利性の解消を図る事業を、平成26年
7月19日より開始。

・平成27年7月19日～平成28年3月31日の実績と前年同期を
比較した場合、

航空路で対前年度比約7%増(旅客17万人)

航路で対前年度比約20%増(旅客9万人)

(航空路) 



鹿児島 — 奄美大島
喜界島、徳之島
沖永良部、与論

奄美大島 — 喜界島、徳之島
沖永良部、与論

空・海路運賃軽減スタート
奄美群島航空交付金を活用し、航空・航路運賃の軽減が、始まりました。航空路は奄美群島住民を対象に鹿児島・奄美大島間を往復する航路を、(鹿児島)鹿児島、(奄美)奄美大島間の往復航路を、往復1往復あたり1,000円(往復2往復あたり2,000円)の交付金を活用して軽減します。また、航路は奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部、与論間の往復航路を、往復1往復あたり1,000円(往復2往復あたり2,000円)の交付金を活用して軽減します。



経済活性化に期待

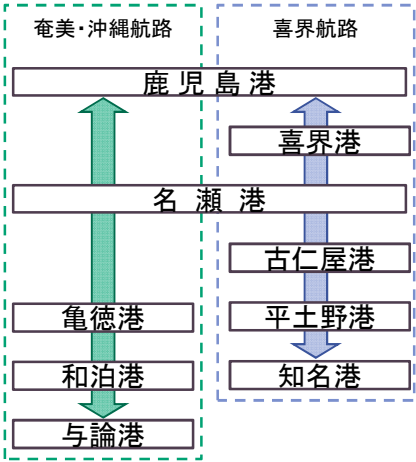
航空路航空路運賃軽減事業(奄美群島)利用客数(旅客数)
(7月19日～翌年3月31日、単位:人)

路線	2015年度	2014年度	前年比	前年比
鹿児島～奄美大島	37,063	30,075	7,588	25%
鹿児島～喜界島	5,042	4,063	979	24%
鹿児島～徳之島	7,556	6,214	1,312	21%
鹿児島～沖永良部	2,547	2,410	137	16%
鹿児島～与論	931	882	49	16%
奄美群島9区間合計	53,709	45,644	10,065	22%
74区間合計	34,146	29,915	4,231	14%
10路線合計	87,855	75,557	12,298	13%

航路も約20%増に
奄美群島航空交付金を活用し、航空・航路運賃の軽減が、始まりました。航路は奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部、与論間の往復航路を、往復1往復あたり1,000円(往復2往復あたり2,000円)の交付金を活用して軽減します。

運賃軽減事業 順調伸び
航空路約7%増の旅客17万人

(航路)



奄美・沖縄の交流促進

- ・奄美・沖縄連携交流促進事業は、平成28年7月1日より事業開始。(鹿児島県・沖縄県が共同で実施)
- ・奄美群島と沖縄県を結ぶ航路・航空路の運賃を割引することにより、歴史的・文化的なつながりが強い両地域における連携強化・交流が活性化。
(平成28年の沖縄からの入域客数は前年比約16%増の約69,000人となった。)

○経済財政運営と改革の基本方針 2017 (平成29年6月9日閣議決定) 抜粋

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

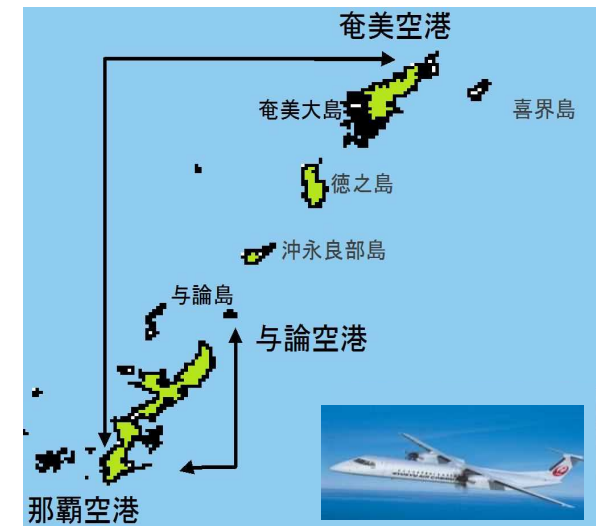
(4) 地域の活性化

① 地域活性化に向けた取組

過疎地域や、離島・奄美など、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携⁶⁵にも留意しつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持を含む定住環境を整備するとともに、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。

⁶⁵ 世界遺産登録を見据えたものを含む。

(航空路)



(航路)



＜奄美空港ターミナルビルの拡張＞

- ・奄美空港ターミナルビルの増改築は平成28年9月に着工、平成30年6月落成予定。
- ・世界自然遺産登録後の観光客増加を見据え、ターミナルビルの延べ床面積を1.7倍に拡張し、観光客の受入機能の強化を図る。
- ・平成29年10月29日に、増設したボーディングブリッジや拡張した搭乗待合室など、増改築施設の一部が供用開始。



H29.10.31南海日日新聞



奄美空港増改築工事後の完成予想図

奄美空港ターミナルビル 増改築 工事 セキュリティ強化も

18年6月落成へ

奄美空港ターミナルビルは、約1.5倍に増えたこと、航空会社のエアラインやチャーター結果を踏まえ、増改築計画では80年度に年間約2千の旅客数を引き、乗客3000席の中野ジェット機のほか、国際チャーター機航路の開設も検討されている。

奄美空港ターミナルビルは、約1.5倍に増えたこと、航空会社のエアラインやチャーター結果を踏まえ、増改築計画では80年度に年間約2千の旅客数を引き、乗客3000席の中野ジェット機のほか、国際チャーター機航路の開設も検討されている。

奄美空港ターミナルビルは、約1.5倍に増えたこと、航空会社のエアラインやチャーター結果を踏まえ、増改築計画では80年度に年間約2千の旅客数を引き、乗客3000席の中野ジェット機のほか、国際チャーター機航路の開設も検討されている。

H28.9.24奄美新聞

＜奄美群島特例通訳案内士制度＞

- ・産業振興促進計画の認定を受けた奄美群島市町村には通訳案内士法の特例措置が認められ、一定の研修を修了した場合に、当該計画区域内において通訳案内士以外の者による外国人旅行者への有償ガイド行為を行うことが可能になる。
- ・平成28年度に研修を受講し奄美群島特例通訳案内士になる資格を得たのは群島内で47人。

(改正通訳案内士法施行(H30.1.4)により地域通訳案内士に移行。)

特例通訳案内士育成へ

初めの試み研修スタート
奄美大島皮切りに主要5島で

奄美群島特例通訳案内士育成研修の修了試験合格者に修了証が手渡された交付式＝6日、奄美市名瀬

奄美群島特例通訳案内士育成研修の修了試験合格者に修了証が手渡された交付式＝6日、奄美市名瀬

奄美群島特例通訳案内士育成研修の修了試験合格者に修了証が手渡された交付式＝6日、奄美市名瀬

H28.10.2 奄美新聞

奄美群島 特例通訳案内士誕生へ

47人に研修修了証交付

交流人口、観光振興に期待

奄美群島特例通訳案内士育成研修の修了試験合格者に修了証が手渡された交付式＝6日、奄美市名瀬

奄美群島特例通訳案内士育成研修の修了試験合格者に修了証が手渡された交付式＝6日、奄美市名瀬

H29.2.8 南海日日新聞

〇〇〇奄美群島特例ガイド (奄美群島特例通訳案内士登録証) Amami Islands Designated Local Guide Certificate	
資格を取得した外国語 Language _____	写真 押出し スタンプ 又は印
業務区域 Business Effective only in the area of _____	
氏名 Name _____	3.5cm x 4.5cm 2.5cm x 1cm
登録番号 第 _____ 号 Cert.No. _____	
交付年月日 年 月 日 Date of Issue _____	
認定奄美群島市町村の長 印 Mayor of _____	

奄美群島特例通訳案内士登録証

<エコツーリズムの推進>

エコツーリズムとは

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動

(背景)

○環境問題への関心の高まり

→実際に自然とふれあい、その仕組みを理解することが重要

○観光による自然への悪影響(踏み荒らし、ゴミ散乱、混雑等)

→自然保護に配慮した観光の推進

奄美群島エコツーリズム推進事業

【エコツアーガイド初期段階育成事業】

エコツアーガイドになろうとする者に対してエコツアーガイドとしての基礎的な知識や技術の習得を図るための研修を実施する。

【エコツーリズム推進協議会の運営】

平成26年3月28日に発足した全群的なエコツーリズム推進を図る最終決定機関。奄美群島エコツーリズム推進全体構想の策定、エコツアーガイド認定講習の実施・運営、自然観光資源モニタリングの検討、各島での計画の策定。

【エコツアー認定ガイド講習】

奄美群島エコツーリズム推進協議会認定のガイドを目指す者に対し、エコツーリズム概論、救命救急法、関連法規、ガイド技術等々の講習を行う。



H29年1月に奄美群島エコツーリズム推進協議会により創設された「奄美群島エコツアーガイド認定制度」に基づき、
H29年に62名の認定ガイドが誕生した。

世界自然遺産登録に向けた自然環境保全の取組

平成30年に世界自然遺産登録を目指す奄美大島と徳之島では、その評価基準となる固有種の保護が重要となっており、生息環境を脅かす外来種の対策は喫緊の課題となっている。

ノネコ等の対策

国の天然記念物「アマミノクロウサギ」などの希少な生物を補食するノネコは、古来より保たれてきた奄美大島と徳之島の生態系バランスを崩す大きな脅威となっている。



奄美大島と徳之島の8市町村で「飼い猫の適正飼養に関する条例」を制定し、野良猫・ノネコ化しない環境づくりについて住民へ周知・啓発を行っている。

ヤギの対策

食用に放し飼いされていたヤギが野生化・増殖し、食害による土砂崩落、赤土流出による海洋汚染、絶滅危惧植物等生態系への影響が懸念されている。



ヤギの捕獲状況						(単位:頭)
年度	奄美市	大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町	合計
20		25	60	150	25	260
21				150	16	166
22	25			150		175
23	40			150		190
24	37	12		150		199
25	25	20	20	150		215
26	27	13	20	150		210
27	20	30	20	150		220

サンゴ礁の保全

奄美のサンゴ礁は、近年、サンゴを食害するオニヒトデの大量発生や、白化現象、海水の汚染等により重大な危機に瀕している。



オニヒトデ駆除実績
H17～H27年度合計
53,915匹

救急医療体制の確保

<ドクターヘリの就航>

奄美群島における救急医療体制の充実を図るため、奄美群島振興交付金により格納庫等関連施設の整備を実施し、平成28年12月27日より運行開始。

運行範囲は奄美群島全域及び十島村。

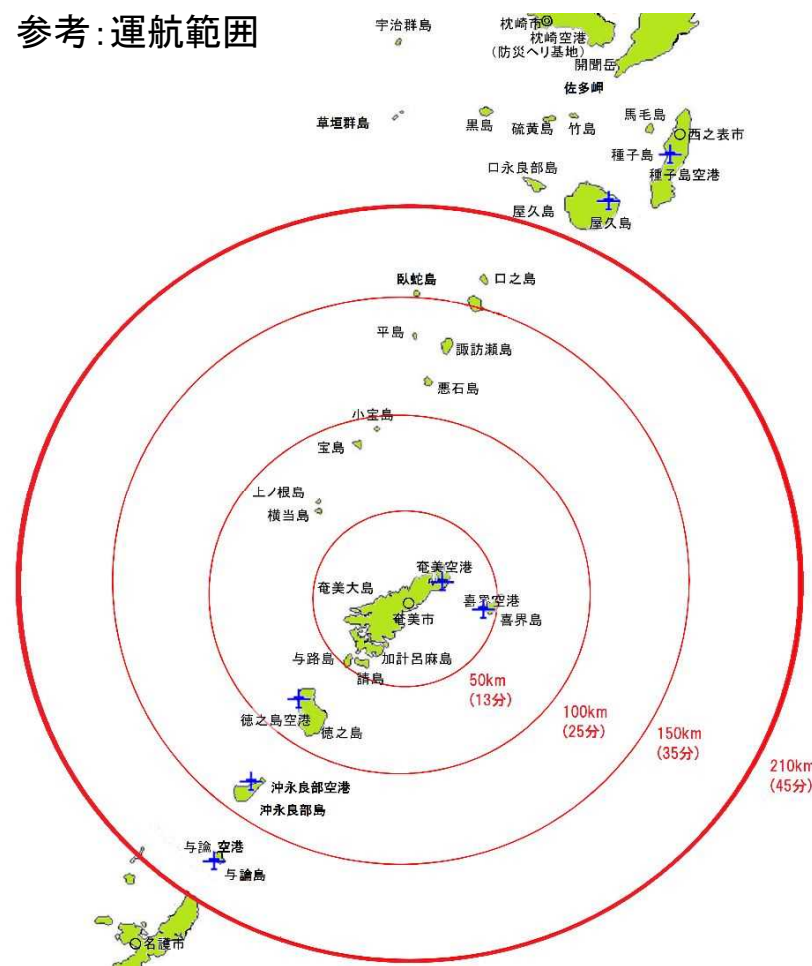
[効果]

出動件数: 464件 (※)

※…運行開始日から平成29年12月19日現在の件数。鹿児島県が想定した年間出動件数250～300件を大きく上回った。



参考: 運航範囲



防災拠点整備による住民の安全・安心確保

〈喜界町防災拠点施設の整備〉

- ・地震や台風等による災害時の避難場所等として活用するため、喜界町において防災拠点施設を整備した。
- ・平成29年3月31日完成。
- ・建物概要
地上1階・RC造。敷地面積は2万4135平方メートル、延べ床面積(本体・プラットフォーム含む)は1362平方メートル。



外観



H29.5.2奄美新聞

農業基盤の整備促進①

<国営かんがい排水事業(徳之島ダム)>

- ・徳之島の農業は夏場の干ばつや台風による影響を受けやすく、天候頼みの不安定な農業経営。
- ・平成9年度に事業着手、平成27年4月にダムが完成し、平成28年7月より本格通水が開始。
- ・平成29年10月、事業完工。
- ・畑かん水利用により、「儲かる農業」の実現に期待。



H29.10.12
南海日日新聞



H29.10.12
奄美新聞

農業基盤の整備促進②

<国営かんがい排水事業(喜界地下ダム)>

- ・喜界地下ダム(1基目)は平成元年度に地区調査を開始し、平成4年度より着工、平成15年度に完成。
- ・平成28年度には2基目の地下ダム整備の事業化に向けた調査が開始。
- ・2基目のダム建設により、収益性の高い農業への転換がさらに進むことを期待。

喜界地下ダム諸元

受益面積 : 1,677ha
 総事業費 : 251億円
 事業実施 : H4~H15

喜界地下ダム位置図

— 地下ダム
 ■ 受益地



地下ダム(1基目)建設による効果

- 新たに畑かん用水が確保されたことを契機に、ごま、トマト等の園芸作物生産が拡大
- 作業効率の軽減と基幹作物であるさとうきびの干ばつ被害の軽減



さとうきび



白ごま

2基目の地下ダム目指す 喜界町 推進協議会を設立

事業化条件整備進める

喜界町は、喜界島の地下ダム整備を目標とする。平成28年度に2基目の地下ダム整備の事業化に向け、川島町長を会長とする喜界地区かんがい排水事業推進協議会(事務局・農協関係)を立ち上げた。町内では現在、事業化の前提となる地区調査が行われており、終了まで一定の期間を要する。協議会は本年度、園芸作物の普及促進など環境面での事業化の条件整備を進める。

喜界町は、喜界島の地下ダム整備を目標とする。平成28年度に2基目の地下ダム整備の事業化に向け、川島町長を会長とする喜界地区かんがい排水事業推進協議会(事務局・農協関係)を立ち上げた。町内では現在、事業化の前提となる地区調査が行われており、終了まで一定の期間を要する。協議会は本年度、園芸作物の普及促進など環境面での事業化の条件整備を進める。

喜界町の既設の地下ダムは国営2003年度、県営が12年度に完了した。受益面積は喜界島内約1677haに当たる。1677haは喜界島の約3割に相当する。喜界町は、喜界島の地下ダム整備を目標とする。平成28年度に2基目の地下ダム整備の事業化に向け、川島町長を会長とする喜界地区かんがい排水事業推進協議会(事務局・農協関係)を立ち上げた。町内では現在、事業化の前提となる地区調査が行われており、終了まで一定の期間を要する。協議会は本年度、園芸作物の普及促進など環境面での事業化の条件整備を進める。

喜界町の既設の地下ダムは国営2003年度、県営が12年度に完了した。受益面積は喜界島内約1677haに当たる。1677haは喜界島の約3割に相当する。喜界町は、喜界島の地下ダム整備を目標とする。平成28年度に2基目の地下ダム整備の事業化に向け、川島町長を会長とする喜界地区かんがい排水事業推進協議会(事務局・農協関係)を立ち上げた。町内では現在、事業化の前提となる地区調査が行われており、終了まで一定の期間を要する。協議会は本年度、園芸作物の普及促進など環境面での事業化の条件整備を進める。

喜界町の既設の地下ダムは国営2003年度、県営が12年度に完了した。受益面積は喜界島内約1677haに当たる。1677haは喜界島の約3割に相当する。喜界町は、喜界島の地下ダム整備を目標とする。平成28年度に2基目の地下ダム整備の事業化に向け、川島町長を会長とする喜界地区かんがい排水事業推進協議会(事務局・農協関係)を立ち上げた。町内では現在、事業化の前提となる地区調査が行われており、終了まで一定の期間を要する。協議会は本年度、園芸作物の普及促進など環境面での事業化の条件整備を進める。

喜界町の既設の地下ダムは国営2003年度、県営が12年度に完了した。受益面積は喜界島内約1677haに当たる。1677haは喜界島の約3割に相当する。喜界町は、喜界島の地下ダム整備を目標とする。平成28年度に2基目の地下ダム整備の事業化に向け、川島町長を会長とする喜界地区かんがい排水事業推進協議会(事務局・農協関係)を立ち上げた。町内では現在、事業化の前提となる地区調査が行われており、終了まで一定の期間を要する。協議会は本年度、園芸作物の普及促進など環境面での事業化の条件整備を進める。

喜界町の既設の地下ダムは国営2003年度、県営が12年度に完了した。受益面積は喜界島内約1677haに当たる。1677haは喜界島の約3割に相当する。喜界町は、喜界島の地下ダム整備を目標とする。平成28年度に2基目の地下ダム整備の事業化に向け、川島町長を会長とする喜界地区かんがい排水事業推進協議会(事務局・農協関係)を立ち上げた。町内では現在、事業化の前提となる地区調査が行われており、終了まで一定の期間を要する。協議会は本年度、園芸作物の普及促進など環境面での事業化の条件整備を進める。

H28.8.2 南海日日新聞

網野子トンネル



平成27年3月 網野子バイパス供用開始

- 国道58号線は奄美大島を南北に縦断する重要な幹線道路。
- 同国道の網野子峠を含む奄美市住用町役勝から瀬戸内町勝浦に至る区間は、急カーブ・急勾配が連続するとともに、落石・崖崩れによる通行止めが度々発生するなど交通の難所であった。
- 網野子トンネルを含む網野子バイパスの供用開始により、これらの難所が解消された。

【効果】

奄美空港～古仁屋港

- ・距離：74.9km→71.5km（約3.5km短縮）
- ・時間：92分→82分（10分短縮）

なお、昭和60年から平成26年度に掛けて行われた奄美空港～古仁屋港間の国道58号線の整備により、地域住民の利便性の向上及び、観光客の誘致等、地域の活性化に大きく貢献。

【効果】(S60～H27、奄美空港～古仁屋港)

- ・距離：89.6km→71.5km（約18km短縮）
- ・時間：160分→82分（約80分短縮）

4. 奄美群島振興開発を取り巻く最近の動き

資産の面積と所在する市町村

構成要素の名称	推薦区域 (ha)	緩衝地帯 (ha)	所在する市町村
奄美大島	11,544	14,468	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町
徳之島	2,434	2,852	徳之島町、天城町、伊仙町
沖縄島北部	5,133	3,268	国頭村、大宜味村、東村
西表島	18,835	5,542	竹富町
総面積	37,946	26,130	

世界遺産としての顕著な普遍的価値

評価基準	内容
ix 生態系	大陸から分離し、小島嶼が成立する過程において、地史を反映した独自の生物進化がみられる。
x 生物多様性	国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域である。

<評価基準 ix 生態系>

推薦地は、かつて大陸の一部として大陸と共通の陸生生物を有していたが、大陸からの分離、海峡や海水面変化により島々が分離・結合を繰り返し、小島嶼群として成立する過程において、多くの進化系統に種分化と固有化が生じた。推薦地は、大陸からの距離や分離時期が異なる地域を代表する4地域であり、それらを併せることで、これらの地史を反映した大陸島における独特な種分化・系統的多様化の過程を明白に表す生態系の顕著な見本となっている。

<評価基準 x 生物多様性>

推薦地は、イリオモテヤマネコ(CR)、アマミノクロウサギ(EN)、ヤンバルクイナ(EN)など、IUCNのレッドリスト(2015)の絶滅危惧種86種(そのうち70種は固有種)を含む陸生動植物の生息・生育地である。また、その地史を反映し遺存固有種と新固有種の多様な事例がみられ、世界的にみても生物多様性の生息域内保全にとって極めて重要な自然の生息・生育地を包含した地域となっている。

世界自然遺産登録候補地
「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」



世界自然遺産登録に向けた取組

- ・平成29年2月1日、ユネスコに対し推薦書を提出済。
- ・平成29年3月7日、奄美群島国立公園の指定。
- ・平成29年10月11日から20日にかけてIUCN(国際自然保護連合)による現地調査を実施。
- ・平成30年夏ごろの世界遺産委員会にて登録可否決定予定。



地元の対応

希少な固有動植物の保護

- ・野良猫、ノネコの対策



- ・サンゴ礁保全対策
- ・ヤギ被害防除対策



受入施設、環境等の整備

- ・奄美空港ターミナルビルの拡張

観光施設の整備

増加する観光客を見据え、各観光施設の整備を行っている。
 奄美パーク(展示等リニューアル)
 奄美自然観察の森(龍郷町:整備事業)

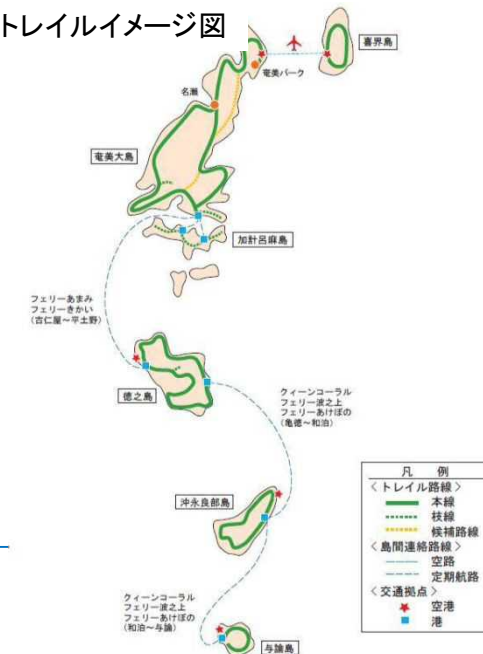
その他

- ・特例通訳案内士の育成、認定等
- ・エコツアーガイドの育成、認定等

奄美世界自然遺産トレイルの構築

奄美世界自然遺産トレイルは、奄美固有の自然と文化に歩いてふれ、その奥深さを体験できる道。遺産登録をきっかけに、来島者や地域住民が奄美群島の自然・歴史・文化のつながりとそれぞれの固有性を実感できるよう群島の全市町村を「歩く道」でつなぐ。

トレイルイメージ図



日本版DMO

日本版DMO(Destination Management Organization)は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

日本版DMOが必ず実施する基礎的な役割・機能(観光地域マーケティング・マネジメント)

- (1) 日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
- (2) 各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略(ブランディング)の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立
- (3) 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーション

また、地域の官民の関係者との効果的な役割分担をした上で、例えば、着地型旅行商品の造成・販売やランドオペレーター業務の実施など地域の実情に応じて、日本版DMOが観光地域づくりの一主体として個別事業を実施することも考えられる。



地域連携DMO

(一社)あまみ大島観光物産連盟

【区域】奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町

【設立】平成28年11月

【代表者】谷 芳成

【職員数】5名

【連携する主な事業者】

観光物産協会会員、地域づくり団体等

奄美らしい観光スタイル

現在、奄美大島においては、「あまみシマ博覧会」と称した多種多様な体験プログラムを用意するなど、他の観光地と差別化された奄美らしい観光地づくりに対する取り組みが進みつつある。世界自然遺産における評価においては、自然環境だけではなく人間と自然が深く関わり調和してきた「環境文化型」という面も評価されており、来島者へこうした魅力を確実に伝えることも必要。

【例】 TAMASU(NPO法人)

奄美大島に伝わる「たます分け(利益の共有と均等配分)」の精神に学び、私たちが祖先から受け継いだ自然や文化、コミュニティといった奄美の宝を守り伝え、島民はもとより奄美に関わる全ての人々がその恩恵を享受出来る地域づくりに貢献することを目的とした法人。

※集落ブラ歩きツアー／夕焼けビールツアー／とびうおロープ引き漁ツアー 等



※住宅宿泊事業法(民泊新法)

○公布 平成29年6月16日 ○施行期日 平成30年6月15日

(1) 住宅宿泊事業に係る届出制度の創設

- ① [住宅宿泊事業※1を営もうとする場合、都道府県知事※2への届出](#)が必要
- ② [年間提供日数の上限は180日](#)
- ③ 地域の実情を反映する仕組み(条例による住宅宿泊事業の実施の制限)を導入
- ④ 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置(宿泊者の衛生の確保の措置等)を義務付け
- ⑤ 家主不在型の住宅宿泊事業者に対し、住宅宿泊管理業者に住宅の管理を委託することを義務付け

※1 住宅に人を180日を超えない範囲で宿泊させる事業

※2 住宅宿泊事業の事務処理を希望する保健所設置市又は特別区においてはその長

(2) 住宅宿泊管理業に係る登録制度の創設

- ① [住宅宿泊管理業※3を営もうとする場合、国土交通大臣の登録](#)が必要
- ② [住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置](#)(住宅宿泊事業者への契約内容の説明等)と
(1)④の措置の代行を義務付け

※3 家主不在型の住宅宿泊事業に係る住宅の管理を受託する事業

(3) 住宅宿泊仲介業に係る登録制度の創設

- ① [住宅宿泊仲介業※4を営もうとする場合、観光庁長官の登録](#)が必要
- ② [住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置](#)(宿泊者への契約内容の説明等)を義務付け

※4 宿泊者と住宅宿泊事業者との間の宿泊契約の締結の仲介をする事業

5. 本日のご議論に当たっての視点

奄美群島振興開発審議会において、奄美群島の振興開発の基本的な方向性を検討する際の主な視点として、以下の点が考えられる。

1 奄美群島振興開発の意義、目的及び必要性

- ・現在の社会情勢及び奄美群島の現状に照らして、振興開発の意義、目的及び必要性に変化はあるか。

2 これまでの振興開発施策の評価と課題

- ・これまでの社会資本の整備により、インフラの整備率の向上が見られるが、今後はどのような分野の社会資本整備を重点的に進めることが必要か。
- ・平成26年度に創設した奄美群島振興交付金や法改正で位置づけられた配慮規定等により、各種のソフト事業が進められているが、交付金の活用を中心にどのように戦略的に展開していくか。
- ・振興開発に必要な資金の供給に関し、必要な政策金融機能が発揮されているか。

3 世界自然遺産登録効果の最大限の活用

- ・早ければ平成30年の夏にも見込まれる世界自然遺産登録は、奄美群島において千載一遇のチャンスである。このチャンスを最大限活用し、登録の効果を一過性のものに終わらせないために、各種施策をどのように戦略的に展開していくか。

4 産業の振興

- ・奄美群島の住民1人当たりの所得は、全国平均を27%下回っており、依然として全国との大きな格差がある一方、入込客数の増加などの追い風も吹いている。このような状況を踏まえ、奄美の強みを活かした産業の振興について、どのような施策を講じることが必要か。

5 生活環境の改善

- ・奄美群島の高齢化率が31.3%と高い状況にある中、生活環境についての指標を見ても依然として厳しい状況にある。高齢化に対応した福祉の増進、医療の確保等は、福祉行政や医療行政の中で改善が図られている課題であるが、今後の奄振制度において、どのように位置づけていくか。

6 防災による安全・安心の確保

- ・奄美群島では、度重なる台風・豪雨により、甚大な災害が発生しているが、島民の安全・安心を確保するための施策は十分なものとなっているか。

7 その他

- ・人材の確保・育成、雇用の増進、定住の促進などは、奄美群島に限らず国内のあらゆる地域における究極の目標であると言っても過言ではない。このような目標に対し、奄振制度における各種政策ツールをどのように戦略的に活用していくか。
- ・国、鹿児島県、奄美群島広域事務組合、群島12市町村の関係性をどのように発展させていくか。